

---

---

令和5年大和町議会3月定例会議会議録

---

---

令和5年3月2日（木曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

---

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	野 田 実 君
まちづくり 政策課長	江 本 篤 夫 君	会計管理者 兼会計課長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課長	遠 藤 眞起子 君	税 務 課 徴収対策室長	村 田 充 穂 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議事庶務係長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

---

---

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

関係者の皆さんがおそろいですので、開会してよろしいでしょうか。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番佐々木久夫君及び4番佐藤昇一君を指名します。

---

日程第2「議案第3号 大和町個人情報保護法施行条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案第3号 大和町個人情報保護法施行条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3「議案第4号 大和町個人情報保護審査会条例」

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第4号 大和町個人情報保護審査会条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4「議案第5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第4、議案第5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第5「議案第6号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
弁償に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第5、議案第6号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6「議案第7号 大和町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する  
条例」

議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第7号 大和町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を  
議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7「議案第8号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第7、議案第8号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8「議案第9号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第8、議案第9号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。



これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9「議案第10号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第9、議案第10号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10「議案第11号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第10、議案第11号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。7番馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

おはようございます。

議案書20ページ、第14条の下の2ですね。この中で下線部分、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び、ございます。定期的実施するよう努めなければならないとなっておりますが、これは努力義務ということでよろしいのか、確認をさせていただきます。

議 長 (高平聡雄君)

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 (遠藤眞起子君)

では、馬場良勝議員のご質問にお答えいたします。

これは努力義務でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

であるならば、それを行わなくてもいいとも捉えられるんですが、その辺、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

議 長 (高平聡雄君)

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 (遠藤眞起子君)

再質問にお答えいたします。

この条例に該当する施設、今回努力義務を具体的に講ずるべき措置ということで設けましたけれども、大和町におきましては、小規模保育所が2か所、それから事業所内の保育所が1か所ということで、該当する園につきましては、3つの園になります。

まず町で認可をいたしますので、町の条例で規定されました基準を遵守しているかということで、町の職員が年に1回以上、実地検査を行うことになっております。その中で、この3施設につきましては、法令に基づきまして年1回指導監査を行っております。その中のチェックリストの中に、感染症等に対する対応の項目も設けてございます。今回の改正に当たります研修等につきましても、リストの中には、感染症予防などの衛生管理に対する職員間の共通理解ということで、研修の実施をすべきということで、その内容も含まれているものでございます。監査におきましてもこのチェックリストを基にいたしまして、対応や実施状況についての職員への聞き取りだったり、対応マニュアルや発生報告書の書類の有無など、整備状況について全て確認を行っております。この3施設につきましては、ほぼ実施を間違いなくされているものでございます。今後も引き続き、条例の遵守につきましては、まずは園に確認というんでしょうか、検査というのではなくても訪問に伺うなどして、適切に行ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 「議案第12号 大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第11、議案第12号 大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12「議案第13号 大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第12、議案第13号 大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。10番渡辺良雄君。

10番（渡辺良雄君）

1点だけ、お尋ねをします。

料金なんですけれども、テニスコートは、これまでの使用実績等から踏まえて、今回の条例改正に当たり、料金の見直しは必要ないというお考えでよろしいのかどうかということと、それからもう一つは、キャンプ場ですね。類似施設を参考にしながら妥当な額と認めて、この料金に設定をされたのか、その辺、お尋ねをいたします。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

それでは、渡辺議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目でございます。テニスコートの料金につきましては、今回の見直しは行ってはおりませんが、指定管理者等の大和地域振興公社とも協議させていただきました。この使用の料金の上限というのを定めておりますので、その範囲内ということで協議しておりますので、今回は改正はしていません。

それから、今回のオートキャンプ場の料金の設定なんですけれども、説明で、類似する県内のキャンプ場を参考にとということにさせていただきました。その中には、やはり今回の施設の状況、例えばシャワー施設とか、それから電気施設とか、いろいろあるわけなんですけれども、そういったところを踏まえさせていただきます。類似する中でも一番近いキャンプ場を参考にさせていただきました。その中では、やはり細かく、例えば1人当たり幾らとか、使用料も細かく設定するところがあるわけなんですけれども、それらを含めまして、今回3,000円という宿泊料金、それからデイキャンプについては、1,000円という設定をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 「議案第14号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第13、議案第14号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14「議案第15号 大和町空家等対策協議会条例の一部を改正する  
条例」

議長（高平聡雄君）

日程第14、議案第15号 大和町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を議題  
とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15「議案第16号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第15、議案第16号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第16「議案第17号 令和4年度大和町一般会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第16、議案第17号 令和4年度大和町一般会計補正予算を議題とします。  
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。6番犬飼克子さん。

6番（犬飼克子君）

運転機能トレーニングアプリのことでちょっとお聞きしたいんですが、役場の1階入り口に設置されていますが、令和4年と令和5年の補正で出ていますが、今後の活用方法をお伺いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

ただいまの犬飼議員の質問にお答えをいたします。

今役場の1階に1台設置しておりまして、あともう1台貸出し用ということで、今

年度でいえばシルバー人材センターに貸出しとかをしておりました。今後につきましては、来年度以降も引き続き貸出しも行っていく予定としておりまして、各地区での、例えば生き生きサロンであったりという事業で活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

ずっと正面玄関にあるので、正面玄関だとどうしても見られて、ちょっとやりづら  
いという声をお聞きました。なので、シルバー人材センターとか、生き生きサロン  
に活用していただくということなので、さらなる活用をよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

それでは、犬飼議員の質問にお答えをいたします。

せっかく導入しているものですので、有効に活用していく方法をさらに検討してい  
きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに質疑はありませんか。7番馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

事項別明細書19ページの3款1項4目19節障害福祉サービス費7,055万4,000円の増  
となっておりますが、少し詳細を教えてください。

それから、22ページ、3款2項5目の22節かな。償還金で、平成30年度からか何か  
の返還金ということで、お話がありました。もう少し詳しくお知らせください。

議 長 （高平聡雄君）



健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えいたします。

今回障害福祉サービス費の中ですね。7,055万4,000円の増額ということでお願いをしております。内訳でございますが、障害福祉サービス費、事業が20ほどございまして、その中で一番今回増額の補正が多いものが、重度訪問介護というサービスがございまして、それが今回当初予算で538万8,000円ほど計上しておったんですが、それが増額で3,000万円ですね。合計で3,500万円ぐらいになっております。それが一番大きいもの。次に居宅介護で1,900万円ほどの増額。それから、就労移行支援1,000万円。それから就労継続Bというものが530万円ほどということでございまして、この増額の原因でございまして、やはり利用する方が増えたというものが一番大きいのかなというところでございまして、また、いろんなサービスがあるのが利用する対象の方々だんだん周知されてきて、利用する方は増えたということが、一番の原因なのかなと分析しております。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

償還金の内訳について、ご説明をいたします。

今回の返還金の再生産の経緯でございますが、返還が必要になるのは、放課後児童クラブの補助金でございます。令和3年に、会計検査院の通知により、一部自治体で算定の誤りがあったことが発覚し、全国的に事例があるか調査するよう通知がございまして、それを受け、令和4年10月に県から再確定作業をするように通知があったものでございます。対象は、平成28年度から令和2年度の5か年分で、大和町におきましては、平成30年度から令和2年度の3か年分に返還金が生じまして、国、県合わせまして1,308万4,000円の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

まず、障害福祉サービスのほうですね。非常に私はいいことだと思いますので、これまで多分漏れていた人もいたのかなというちょっと不安もあったので、ぜひこういうのは、国も増額しているようですから、さらに周知をしていただいて、使えるものは、ぜひ使っていただきたいなと思いますので、今後も継続して周知徹底していただけるよう、進めていっていただければと思います。

それから、返還金なんですが、これはどこのチェックが甘かったという見解なのか。要は、県なのか、国なのか。会計検査院ですから国のチェックが入っていると思いますけれども、町で、要は計算ミスだったのか。システムがない、どこに原因があったのか、ご答弁いただければ。

議長 (高平聡雄君)

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 (櫻井和彦君)

お答えいたします。

この障害福祉関係のサービス費関係につきましては、毎年毎年増額というような傾向で行っております。右肩上がりで行っております。当然利用する方々は増えていることも要因ですけれども、周知徹底をこれから図っていきたいと思っています。

議長 (高平聡雄君)

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 (遠藤眞起子君)

再質問にお答えいたします。

誤りの原因につきましては、開所日数の算定を誤ったものでございます。会計検査院からは、内閣府において、過大に交付された交付額の返還を適正に処理するようにというものと、厚労省において開所の要件を周知徹底するとともに、内閣府におきましては、開所の要件を満たしているか、市町村が根拠資料を用いて確認するようになり、開所の要件を理解した上で、実績報告書を作成しているか、都道府県が必要な審査を行うようにしたりするための方策を講ずるようにと会計検査院からは、是正措

置が求められているものでございます。

大和町につきましては、開所日数の算定でございますが、放課後児童クラブの補助金につきましては、開所日数に応じて金額が変動する形になっております。この開所日数は、施設の単位ではなくて、支援単位、クラスのような形なんですけど、1支援単位は40人程度なんですけれども、その範囲によって算定することとなっております。例えば吉岡児童館などの複数の支援単位を持つ児童クラブにおきましては、1支援単位を開所すれば、施設全体が開所して取り扱われていると誤認したものでございまして、片方の支援単位分の開所日数が過大になってしまったものでございます。児童クラブは、1支援単位につきまして、原則2名以上の職員配置が求められておりますが、児童数が少ない土曜日に1支援単位の職員配置という日があったのですが、この日も施設として開所しているとみなしてしまったために、全ての支援対単位を開所と計算しまして、日数が多くなり、その分を今回返還するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

資料だと令和3年度は、対象になっていないんですね。令和3年度からは、何かしっかり行ったのかと見られるんですが、ちょっとんという部分もあるので、いずれ人数の多いところを多分ちょっと開所日数は、今課長おっしゃったようにあったのかと思いますけれども、今後しっかりやっていていただかないと目をつけられるという言い方は、どうか分からないですけれども、やっぱりこういうことが起きかねないものですから、今後しっかりやっていただきたいと思います。最後に答弁をいただきます。

議 長 （高平聡雄君）  
子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

令和3年度につきましては、令和3年度の精算が4月ということで、その時点に既に会計検査院の周知文書をもらっておりましたので、間違いはございません。令和4

年度からにつきましても、子育て支援課で作成をいたしました勤務実績表を用いまして、各施設から毎月開所日数の報告をいただいて精査をしております。令和5年度からにつきましても、ICTを導入予定でございまして、子供の登校館ですかね。そちらの管理に加えまして、職員の勤務状況を適切に把握し、施設担当課で情報共有をしっかりと図ってまいりたいと思います。今回のような事例を真摯に受け止めて、チェック体制の強化と再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

議長（高平聡雄君）

ほかに。10番渡辺良雄君。

10番（渡辺良雄君）

2点お伺いします。

総務課に1点、まちづくり課に1点ですが、事項別明細書11ページの総務管理費のうち、職員健診が、不用額が146万7,000円ほど出ているんですけども、なぜこのような不用額が出たのか。受診率が低かったとは思えないんですが、なぜこれだけ余ったのか、お伺いをしたいと思います。

それから、まちづくり課では、同じく事項別明細書6ページの県負担金の中の移住支援75万円が、対象なし、成果がゼロだったのか、相談はどうだったのか。これは関連して13ページの補助金ですね。13ページは、県移住支援事業費で不用額が100万円とあるんですけども、相談はあったけれども、成果として出なかったのか、あるいは、活動自体はきっちり行ったんだけども、相談いただけなかったのか。その辺、移住定住は結構騒いでいて成果がないというのは、ちょっと残念な気がして、お尋ねをいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、渡辺議員のご質問にお答えいたします。

この職員健診の関係は、当初予算では、ある程度希望は取っておりますが、予算を措置する段階では、その調査の前段階でございましたので、ある程度余裕を持った予算を積算しております。実際、職員の総合健診は、全職員を対象としております。30

歳以上の職員につきましては、人間ドックを受診可能としております。結果、人間ドックを受ける対象の年齢ですが、総合健診のほうを受ける職員もおりますので、当然、人間ドックのほうが経費としては多くかかりますので、その部分で、少し多めに余裕を持って人間ドックの経費を見ておったんですが、その分、実績として少ない状況でしたので、減額といたしたところでございます。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

それでは、渡辺議員の質問にお答えをさせていただきます。

この首都圏からの移住支援事業でございますが、こちらにつきましては、宮城県が主催する移住フェアがございまして、例年ですと、コロナ以前については、首都圏の東京近辺に会場を設けまして、そこで県内の自治体が、移住に対してのその紹介をしながらご相談を受けるというような形の活動をしておるものでございまして、国と県を合わせて4分の3の補助をいただきまして、町が上乗せをして100万円というような助成を行っておるものでございます。

今年度につきましては、移住フェアを現地でできませんでしたので、それとは別に、オンラインで移住フェアというのは開催をございまして、その中でご希望のある方、首都圏でご希望のある方を県内の自治体に直接アクセスをして設けながらやっていたんですが、なかなか町にはちょっと問い合わせが今回はなかったということで、今回は、残念ながら、その分を減額という形にさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10番（渡辺良雄君）

総務課は、理解をいたしました。

ということで、移住定住については、成果がなかったということなんですけれども、次年度に反映させるような、そういったことは何かお考えかどうか。頑張るというだ

けでも結構ですけれども、その辺のお考え、成果は、やっぱり上げてほしいなと思いますけれども、その辺の意気込みをお聞かせいただけたらと思います。1点だけ。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 （江本篤夫君）

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回のこの減額につきましては、首都圏からの移住をされる方についての対象として助成を用意しておりましたが、問合せがなく、残念ながら、減額とさせていただきましたが、県内からの移住の方々につきましては、移住・定住子育て応援事業、そういったもので成果を出させていたいただきまして、移住者の方々を、町に来ていただいているという事業もございますので、首都圏からの移住については、残念ながらでしたが、それ以外の方々についての事業と併せて、一緒に、選んでいただける大和町という形で活動していきたいと思っております。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

11番千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

先ほどの馬場良勝議員の関連ですけれども、過年度の返還金ということで、私は、重大な案件かと思われまして。そういった中で、やはりこういったものがあるときには、全協で説明、報告というのが必要かと思っておりますけれども、そういったものに至らなかった理由をお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）

副町長浅野喜高君。

副 町 長 （浅野喜高君）

それでは、千坂議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど償還金については、担当課長からお話ししたとおりであります、今回の

件につきましては、会計検査院からの指摘がございまして、要するに補助をする側、補助を受ける側両方が、今回の制度をよく理解できない制度となっております。というのは、やはり補助金交付申請を町がすれば、県がその実績に基づいてチェックをしなければならぬんですが、チェックをする側、交付を受ける側もお互いに理解ができなかったということで、今の会計検査院の文章を、指摘のやつを持っているんですが、令和3年10月20日に会計検査院から、内閣総務大臣、それから厚生労働大臣宛てに指摘事項をされております。それで、発生の原因、これにつきまして、ちょっと朗読をさせていただきます。

このような事態が生じるのは、市町村において、健全育成事業の実施に当たり、開所の要件の理解が十分でないこと。開所日及び開所時間が、開所要件を満たしているかの確認が十分でないこと。都道府県において、実績報告の審査が十分でないことによるが、内閣府及び厚生労働省において、次のことによることと認められるということで、1つは、厚生労働省において、市町村に対して、開所の要件の周知徹底が十分でないことということで、厚生労働省にも指摘がされております。また、内閣府におきましても、開所の要件を満たしているかについて、市町村が十分に確認するようになり、都道府県が、実績報告書の審査を十分に行うようになりするための方策を行っていただきたいということで、要するに補助をする側、今回の制度については、補助を出す側も補助申請する側もなかなか理解ができなかったために、このような状態が起きてしまったということでございまして、会計検査院からの指摘ですから、それが国から、今度県を通じて、そして町に来たということで、今回は周知徹底をしつかりされましたので、今後はこのようなことが二度とないようになっておりますので、その辺、ご了解をいただきたいと思っております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

11番千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

いずれにしても、案件としては、その返還という事情があったわけですね。そういうものを、やはりこういうことがありましたということ、やはり議員に周知徹底というか、報告はあるべきです。私が聞いたおかげで、こういった形で副町長に説明していただく機会があったと思うので、やはりそういったものを全協として取り上げ

るべきです。補助を出すほうも受けるほうも周知徹底、理解できていなかったということが分かればいだけであって、それはやっぱり言う機会は、つくるべきだと思いますよ。今後は、よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

副町長浅野喜高君。

副 町 長 （浅野喜高君）

それでは、11番の千坂裕春議員の質問にお答えをさせていただきます。

やはりこういった案件につきましては、本当に誤解されやすい案件だと思いますので、やはり議員の皆さんに報告する機会を設ける必要があったのかなと今思っています。今後は、そのようなことがないように、しっかりと報告をしていきたいと思っておりますので、ご了承をよろしく願いいたします。（「終わります」の声あり）

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。3番佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

事項別明細書の26ページでございます。

5款1項2目で農業総務課という財産関係かな。吉田ふるさとセンターの管理費の724万9,000円が減となったということでございます。これは何をしようとしたのか。

それと、何か建て替えという話も昨日聞きましたので、この計画について、お聞かせいただきたい。2点について、よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、佐々木議員のご質問にお答えします。

今回吉田ふるさとセンターにつきましては、長寿命化計画に基づきまして、長寿命化改修をし、今後20年、木造建ての住宅ですので、今約40年経っております。長寿命化計画を行いまして、これから20年まで60年間使うということで計画をしております。



て、その改修設計のための実施設計を行う予定でございました。こちらにつきまして、設計業者に現地を確認していただき、合計で3社で見えていただいたんですけども、あそこの建物が、もう外壁がかなり悪くなっておりまして、長寿命化改修を行う際は、バリアフリーが必要になってまいります。あそこの入り口からも段差がありまして、各室につきましても一段高い場所がございます。そういったことを考えますと、長寿命化をして20年もたせるよりも、新しく建て替えをして、もう全部バリアフリーにすると、ほとんど金額が変わらなくなってくるということでございましたので、今回長寿命化改修は行わず、後年度で新築の実施設計を行いまして、現在あそこは金取南地区の集会場として使われております。その金取南地区の方々に、新しい集会所でご利用いただければと思ひまして、今回減額をさせていただいたものでございました。よろしくお願ひいたします。（「分かりました」の声あり）

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17「議案第18号 令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第17、議案第18号 令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18「議案第19号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第18、議案第19号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19「議案第20号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第19、議案第20号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20「議案第21号 令和4年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第20、議案第21号 令和4年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21「議案第22号 令和4年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第21、議案第22号 令和4年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22「議案第23号 令和4年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第22、議案第23号 令和4年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23「議案第24号 令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計補正  
予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第23、議案第24号 令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第24「議案第25号 令和4年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第24、議案第25号 令和4年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第25「議案第26号 令和4年度大和町下水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第25、議案第26号 令和4年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第26「議案第27号 令和4年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第26、議案第27号 令和4年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第27「議案第28号 令和4年度道路改良工事（町道舞野下草線）請負契約について」

議長（高平聡雄君）

日程第27、議案第28号 令和4年度道路改良工事（町道舞野下草線）請負契約についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番千坂裕春君。

11番（千坂裕春君）

関係資料の入札参加資格者、1から7までありますけれども、この7項目は、どこかに審査を受けて許可をいただいた上で、こういった資格をつくらなくてはいけないかどうかの確認です。お願いします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、千坂裕春議員のご質問にお答えいたします。

資格につきましては、資格判定委員会で、こちらにつきましては、入札参加資格設定委員会がございまして、そちらで過去に実績があるとか、現場代理人は、管理技術者または主任技術者のいずれかを選ぶか、失礼しました。参加資格でございます。すみません。

例えば建設業法の資格があるかですとか、工事現場の状況を把握いたしまして、その現場につきましては、主任技術者でよろしいか、または1段階上の管理技術者にす

べきか、または地区制限といたしまして全国まで広げるか、または県内、さらには旧黒川郡内でよろしいか、また、工事の状況を見まして、建設業法につきましては、全部で29の資格がございます。今回土木一式工事ということで、その一つが土木一式工事になっておりまして、工事の規模等を確認しまして、B級以上、総合評定値がP、P点が700点以上であること等を勘案しまして募集をかけております。その中で各業者さんから、うちであればこの仕事ができるということで申込みをいただきまして、その一つ一つを判定委員会で確認し、その内容で合致していれば入札参加条件を与えるということで、各企業様にご通知を差し上げて、当日、入札に臨んでいただくという状況でございます。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

11番千坂裕春君。

11 番 (千坂裕春君)

課長に丁寧に説明していただいて、さらに言うのもちょっと申し訳ないんですけども、ちょっと私が言った項目と回答がずれておりまして、1から7項目あるの。大和町で条件をつけました。この条件は、誰かが、これでもいいですよという判定をされるのかどうかということで、そういう項目にするにはどうしたらということで、課長、お答えいただいたんですけども、この7項目に対して、誰かの評価、これでもいいですよというものがあるのかどうか、お尋ねしたところです。もう一度お願いします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

失礼いたしました。それでは、再質問にお答えさせていただきます。

今回につきましては、資格判定委員会という組織を持っております。その中で、入札参加条件に合致するかどうか、その中で判定をさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。



議 長 (高平聡雄君)  
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

それならば、6番の項目に、富谷市または黒川郡内に本社または営業所という項目がありますけれども、それを大和町に本社、営業所と書き換えて、判定をいただくことも可能だということの認識でよろしいでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)  
財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは、お答えさせていただきます。

こちらの入札条件につきましては、最初、担当課から上がってまいります。今ご質問がございました、例えば大和町内だけということであれば、一般競争入札の場合、少なくとも20社以上が該当する必要があるということが、ある部分で定められてございますので、例えば土木一式工事、大和町でB級以上が20社以上あるのであれば、そういう条件も付すことは可能となっております。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)  
ほかにありませんか。3番佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

私からも関連で質問させていただきますが、これくらいの金額で、低入ということは、非常に厳しいんじゃないかなと思います。今回これくらいの金額であれば、総合評価方式をなぜやらなかったか、それをまず聞きたいと思います。地元が、このように多くの方が参加しております。安ければいいという問題ではないような気も、地元の雇用を含めてです。こういうのを考える総合評価というのが、昨年2件ほどやりましたんですけれども、ぜひ、このくらいの金額になればやってほしいということで、そこら辺の考えをお聞きします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは、佐々木議員のご質問にお答えいたします。

総合評価落札方式につきましては、本年度から実施しております。その中で、本年4月、入札に係る職員、あとは副町長を代表に設定しておりまして、今回につきましては、毎年事前に、今回はこの案件を対象にやっという事で決めてございます。総合評価落札方式につきましては、かなり時間がかかるということもございますので、そういうことも判断しながら事前に毎年4月に決定していくものがございます。

今後につきましては、そういうことを、ただ慣れてきている状況もございますので、そういうことなるべく広げていけるよう、委員会でも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

そのように考えてほしいと思います。というのは、他に、これは大衡かな。営業所があつたって、ここに全部金に行くわけですね。地元には残らないんです。安ければ、確かにいろんな面で、ほかに対する予算を縮小することもできると思いますけれども、地元育成、災害時のためにも、災害のとき、そっぽを向かれることのないように、ぜひ、地元でも結構安くできる人がいると思いますので、そこら辺を加味して、あんまり安くてはちょっとふがないんですけれども、そこら辺を少し考えてほしいということで、できれば令和5年度は、総合評価方式、実施を多くしていただきたいという希望を持ちまして、質問を終わります。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、佐々木委員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、今ご意見をいただきましたので、委員会でも積極的に、活発に意見を取り交わしていきたいと思っております。

なお、担当課から、例えば今回ですとB級以上ということになってございます。こちらにつきましてもC級でできるかどうか、その辺も含めてさらに検討し、重ねてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。4番佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

私からは1点。

この道路の造り方、結構区間は短いんですけども、しっかりした造り方をされている計画なんですけど、これは橋ができると、当然今の4号線、渋滞の緩和のルートにも想定されるようなことを考えるんですけども、いずれ完成したルートは、そういう部分も考えての造り方を指定しているのか、その辺を伺いたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

今の佐藤議員のご質問にお答えします。

ただ、当然町道舞野下草線、先にとということで今やっています仮称下草橋の架け替え工事をしてございます。その工事との整合性につきましても同じ考えで、交通量及び大型車交通量等につきまして、同じスタンスにつきましてやっているものとなっておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

今お話しいただきました。いずれ、そういう複数のルートが今必要だと考えながら、これから造るルートなので、しっかりその辺を勘案しながら造っていただければと思って質問させていただきました。もう一度、何かあれば。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

佐藤議員の再質問にお答えいたします。

仮称下草橋につきましても今回の舞野下草線道路改良工事につきましても、しっかりした工事を行いながら、早期完成に向けて頑張ってもらいたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。再開は午前11時15分とします。

午前11時01分 休 憩

午前11時13分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第28「議案第29号 令和4～5年度大和町立吉岡小学校既存校舎等  
解体工事請負契約について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第28、議案第29号 令和4～5年度大和町立吉岡小学校既存校舎等解体工事請負契約についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

第29号関係資料の中で、アスベスト含有建材の除去工事を含むと書いてあります。そういった中で、ちょっと確認させていただきます。アスベスト使用の箇所、量確定で、工事量は、これ以上、アスベスト関係で追加されることがないという理解でよろしいでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

千坂議員のご質問にお答えします。

今回そのアスベストの含有量につきましては、実施設計の段階で、アスベストのその含有量調査を行っておりまして、それで、その箇所とどの部分に入っているのかというので、同じような材質を使っている部分について、全か所じゃなく、そういった同じところを使っている部分ということで、数か所をサンプリングしまして、それに基づきまして、今回この含有量の面積を算定してございます。基本的には、事前に調査していますので、これに変更ないものということでは、今のところは考えておりません。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

11 番 (千坂裕春君)

ちょっとニュアンス的に、まだ不安な状態の課長の答弁なんですけれども、やはりこういったものは、確定したつもりが、実はここにあった、あそこにあった、量が多いというのがあるから、ちょっと心配しているところなので、それは大丈夫でしょうかという、強いこと言えませんか。

議長 (高平聡雄君)

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 (文屋隆義君)

千坂議員の再質問でございますが、確かに事前に調査はしておりますけれども、今回その解体前に再度その今回の工事の中の仕様で、再度そういった疑わしいところがあれば、その辺についての調査を行っていただくというようなことでの内容もお願いしておりますので、基本的には、この数値ということで今考えていますが、どうしても見えない部分のところもございますので、その辺につきましては、そういう疑義があるところについては、再度調査をして、適正に処理したいと考えております。

以上でございます。(「終わります」の声あり)

議長 (高平聡雄君)

ほかに。10番渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

議案第29号にかかわらず、第28号もそうですし、最近この議会でいろんな入札が、低入札価格で保留と。何かほとんどがそうじゃないかと私、感じているんですね。その辺の入札参加資格、それから低入札価格、この辺で、先ほど同僚議員も質問がありましたけれども、町内の事業者の育成とか、そういった観点に立って、そういうことを考えながらの参加資格なりになっているのかどうか。あるいは低入札価格で、調査の結果、入札、応札となっているんですけれども、低入札は失格とか、そういうことは、考えられないのかどうか。その辺のところ、もしお答えいただければ、副町長からでもお答えいただければなと思いますが。質問をいたします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは、渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

低入札関係のご質問でございました。まず保留がかなり多くなっているということでございます。こちらにつきましては、国で定めている基準がございまして、例えば直接工事費に対して係数を幾ら掛けるですとか、そこから求められた共通仮設費、現場管理費、一般管理費というのがありまして、そこに何%を乗じて、その価格について低入札価格としないというところで決められているのがございます。

大和町の場合は、平成25年モデルというのを採用しております。今ですと令和4年モデルがたしかあったと思いますけれども、そちらについて計算すると、大体90%、例えば1億円の工事であれば、9,000万円を下回ったときは、もうその調査基準に合致してくるような形になっています。90%、93%ぐらいになっているかもしれません。国、県の場合ですと、93%を下回った場合は、即失格ということもございます。

大和町の場合は、平成25年モデルを使いますと、大体88%前後になるかなと思っております。例えばその90%を下回った場合、即失格となりますと、町民の皆様からいただいた税金が、もったいない状況になってきております。

失格の部分のお話でございました。大和町の場合、一般競争入札、工事の場合ですけれども、例えば60%を下回った場合は、失格と決めてございます。60%未満ですね。60%未満を切った場合は、即失格ということになっておりまして、60%から、この低入札価格調査基準価格である約88%、この価格の範囲内に入っているところを即失格とはせず、調査して、その金額でしっかりした工事が行われるかどうかを確認するというをやっております。今そういうことでさせていただいている状況ということでございます。

議 長 (高平聡雄君)

渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

今の課長のご説明をお伺いしていますと、業者は、そこを足元を見ながら価格を下げてやってきているんじゃないか。結局そうすると強いところしか勝てない。それが

町の確かに財政的には利益になるんですけども、果たしてそれで遠いところの大きな業者ばかりが入札を全部取って行って、地元の業者は、全く爪はじきされてしまう。そういうことにつながっていかないんですか。その辺の心配をするんですけども、お答えいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、再質問にお答えいたします。

こちらにつきまして、あくまでも競争入札ということでございますので、価格の競争ということがどうしてもつきまってくる状況で、大変難しい部分がございます。ただ、一般競争入札につきましては、基本1,000万円以上を対象とみなさいということになっておりますけれども、大和町の場合、2,000万以上としておりまして、それ以下の場合は、指名競争入札ということで、かなり今まで要綱の改正等を何度も何度も行いまして、地元業者さんにとっていただくような努力も大和町ではしている状況でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。7番馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

先ほど同僚議員の質問にもございましたアスベストの関係でございます。

先ほどの課長のご答弁だと、ほかにも出るおそれがあるように私は受け取りました。ということは、仮に出た場合、もう一回調査をして、それにもお金をかけて、工事費もまた上乘せになるという理解でいいのかどうか。

それからもう一点。この落札した会社は、これまでももちろんアスベストを除去した解体工事をしたことがあるのかどうか、その2点、お尋ねします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。



教育総務課長（文屋隆義君）

馬場議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目のアスベストの関係でございますが、先ほども申し上げましたが、調査の段階で、全部が全部やるというのは、当然不可能なところでございます。それで、今回やって出たからじゃなくて、事前にやっぱりこういう危ないところについては、一旦ストップしまして、それで、再度その辺について必要かどうか、調査が必要かどうかの確認を業者といたしまして、それで、必要なければ、まだその分をサンプルを取って分析して、適切に対応したいということで考えております。

基本的には、目に見える外部、内部につきましては、床とか、壁につきましては、基本的に全部そういったことで調査はしてございますので、極端に大きく増えるということは、まず考えにくいと思いますが、ただ、100%今の数値より変わらないということではございませんので、その辺につきましては、今後の施工の段階で、そういったところがあった場合は、事前に調査して、適切に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

もう一点につきましては、今回日本建設なんですけれども、当然今回の条件設定の中でも、今回平成24年度以降に、延べ床面積が4,000平米以上の鉄筋コンクリート造りに替えて、2階建て以上の建築物の解体工事を元請けとして施工して実績を有することというようなことで条件として挙げてございます。それで、当然その実績としてクリアをしてございます。それで、なおかつ低入札のその聞き取りにおいても工事の実績を全部リストアップしていただきまして、その中でもそのアスベストの解体処理も行っているというのも確認してございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番（馬場良勝君）

今のご答弁だと、工事費については、追加もあり得るという理解でいいのかどうか、そこだけ簡潔に答えていただきたい。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

馬場議員の再質問でございますが、今回そういった場合に必要な措置を講じるところがあった場合は、その分についての工事費で変更という場合も、増額となることもございます。ただ、今回その部分が増えたということで変更になる場合と、どうしてもその全体の今のコンクリートのボリュームなんかを最終的に処分場で処理するわけなんですけれども、その辺においても実際の解体した、運搬した、処分した、そのボリュームが当然出てきますので、それにおいても当然その設計等の増減が発生するかと思っておりますので、その辺も含めまして、設計の変更ということで対応させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。よろしいですか。

「なし」と呼ぶ者あり

それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第29 「議案第30号 令和5年度大和町一般会計予算」

日程第30 「議案第31号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第31 「議案第32号 令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算

日程第32 「議案第33号 令和5年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第33 「議案第34号 令和5年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第34 「議案第35号 令和5年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第35 「議案第36号 令和5年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第36「議案第37号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第37「議案第38号 令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算」

日程第38「議案第39号 令和5年度大和町下水道事業会計予算」

日程第39「議案第40号 令和5年度大和町水道事業会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第29、議案第30号 令和5年度大和町一般会計予算から日程第39、議案第40号 令和5年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、令和5年度各種会計予算及び予算に関する説明書をお手元をお願いいたします。

説明書の1ページをお開き願います。

議案第30号 令和5年度大和町一般会計予算でございます。

第1条は歳入歳出予算でありまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ145億5,000万円と定めるものでございます。第2項、款項の区分ごとの金額は、第1表に記載してございます。第2条は債務負担行為を定めておりまして、第2表に事項、期間、限度額を記載しております。第3条は地方債で、令和5年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表により定めております。第4条は一時借入金でございまして、最高額は10億円と定めるものでございます。第5条は歳出予算の流用を定めるものでございまして、通常は項間の流用は禁じられておりますが、人件費に限り、項間の流用を認めているという規定でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。こちらは9ページから10ページまで、全部で13の事業がございまして、いずれも令和5年度に行う発注、調達行為において、複数年度の契約等を行うことができる事項を定めているものでございます。期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

第3表地方債でございます。起債の目的と充当する事業につきまして、ご説明申し

上げます。

公共事業等債は、悟溪寺橋供用修繕及び都市計画道路吉田落合線道路新設工事です。緊急浚渫推進事業債は準用河川山田川などの土砂浚渫事業です。緊急自然災害防止対策事業債は衡南松坂平線ほか3路線の復旧工事等でございます。学校教育施設等整備事業債は吉岡小学校校舎新築事業です。公共施設等適正管理推進事業債はまほろばホール長寿命化改修工事です。減収補てん債は普通交付税の不交付団体を見込んでおりますが、交付税の算定上、町税等の収入が見込まれますので、その補填を行うものがございます。合計で18億7,900万円であります。それぞれの限度額、起債の方法利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは14ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。初めに、1款町税でございますが、町税につきましては、当初予算編成段階の見込額について計上しております。

1款1項町民税1目個人及び2目法人につきましては、それぞれ順調に推移するものと見込み、前年度比較で増額と見込んでおります。2項1目固定資産税につきましても比較で増額と見込んでおります。

15ページをお願いいたします。

2目国有資産等所在市町村交付金であります。各公共団体が所有する行政執行に用いていない部分につきまして、固定資産税率と同じ1.4%の交付がありまして、対象資産ごとに記載をいたしております。3項軽自動車税でございます。1目環境性能割は、取得される自動車の環境性能に応じて税率が定められるものです。2目種別割は、軽自動車や原動機付自転車などで税率が異なるものでありまして、新規登録の税率変更や台数の伸びを考慮し、それぞれの増加を見込んでおります。4項1目町たばこ税につきましては、令和4年度の実績見込みから増額を見込んでおります。

16ページでございます。

5項1目入湯税につきましては、前年度と同額の計上であります。6項1目都市計画税につきましては、税率0.2%でありまして、増加を見込んであります。なお、この都市計画税と入湯税におきましては、目的税でありますので、その用途を若干ご説明させていただきます。

別冊でお配りしております資料、議案第30号関係資料（一般会計当初予算）と記載している横長の資料をお手元にご準備をお願いいたします。

こちらの資料の1ページをお願いいたします。

目的税（都市計画税・入湯税）の用途に関する説明書になります。1の都市計画税

ですが、表を見ていただきますと、都市計画税（歳入）は約2億9,330万7,000円の計上であります。その下の都市計画事業（歳出）は5億7,055万2,000円となりまして、この下の行に記載する5つの事業にそれぞれ充当を予定しております。道路整備事業につきましては、都市計画道路吉田落合線の4車線化工事及び県が施工する都市計画道路北四番丁大衡線の負担金への充当を予定しております。また、下から2つ目の下水道事業特別会計繰出金につきましては、流域下水道建設負担金や分流式経費などがございます。次に、右側の入湯税でございます。表をご覧ください。入湯税（歳入）は10万5,000円で前年度と同額でございます。入湯税充当事業（歳出）につきましては、町観光物産協会への補助金の一部に充当を見込むものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、市町村に交付されます消費税率引上げ分の地方消費税交付金については、社会保障施設に要する経費に充てるものとされております。本町では、県の試算により示されました地方消費税交付率、社会保障財源化分の3億9,457万6,000円につきまして、項目、予算科目、経費、特定財源、そして一般財源中の社会保障財源化分の交付金として表しております。社会福祉といたしまして、民生費の社会福祉費、児童福祉費に、社会保険は民生費の社会福祉費へ、保健衛生につきましては、衛生費の保健衛生費へそれぞれ充当しております。これらの当初予算額に対しまして、充当割合は8.6%となるものです。

3ページをお願いいたします。

こちらは、地方交付税額等の推移につきまして、平成25年度から令和3年度まで、また令和4年度の見込み額の推移を表したものでございます。表の上のタイトルの中ほどにございますF欄普通交付税をご覧ください。普通交付税ですが、平成28年度から急激に減少し、平成30年度から令和2年度までに不交付となりました。令和3年度は、コロナ禍による算定係数等の調整があり、不交付となりました。令和4年度につきましても1,300万円ほど交付されております。

4ページをご覧ください。

4ページにつきましては、地方債の償還計画表でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

5ページにつきましては、年次別の推移をグラフ化したものでございます。こちらは上の折れ線グラフに差引き現在高を示し、下の棒グラフが元金と利子の積上げです。棒グラフに重なって折れ線がありますが、こちらは昨年度の発行額となっております。上の折れ線グラフを見ますと、平成24年度から令和元年度までは、償還元金以下の借

入れとしたことから、年々減少しております。令和2年度は減収補填債を約10億円借り入れたことから上昇し、令和4年度までは事業費の見合いで借入れを行っております。令和5年度は、吉岡小学校改築事業やまほろばホール長寿命化事業などで大きく上昇しており、令和6年度以降は、各課の事業計画を参考にシミュレーションしたものであります。

6ページをお願いいたします。

普通会計に属する基金の調書でございます。一番上の財政調整基金を見ますと、平成30年度末現在高をピークに年々減少し、令和4年度末現在高見込額は25億5,100万円ほどとなっております。

次に、3行目のまちづくり基金をご覧ください。令和2年度と令和3年度に積立てを行いまして、令和4年度末見込額は11億2,000万円です。

ここから5行下でございます学校校舎建設基金につきましては、令和元年度から令和3年度にかけて積立てをしております。令和4年度末見込みににつきましては、18億4,800万円ほどとなっております。また、令和5年度は、新築工事が開始されますことから6億7,000万円を取り崩しまして11億7,800万円ほどとなることと見込んでおります。

なお、令和6年度も工事がありますので、工事がこのまま100%で入札となりますと、令和6年度末は3億円から4億円まで減っていくと想定をいたしております。

次に、7ページでございます。

7ページは普通会計以外の基金の調書でございます。こちらは後ほどご覧いただきたいと思っております。

8ページにつきましては、令和5年度の一般会計歳出の科目別、節別の集計の資料を添付してございますので、こちらも後ほどご覧いただきたいと思っております。

このほか、財政課から別冊で資料を2部ご提示させていただいております。こちらにつきましては、予算特別委員会審査の際にご活用いただければと存じます。

それでは、再度事項別明細書の16ページをお願いいたします。

16ページの中ほどにございますが、2款地方譲与税から、18ページに進んでいただきまして、18ページの一番上にございます10款国有提供施設等所在市町村助成交付金までにつきましては、国の総体的な予算編成の見込みや令和4年度の実績見込み、また、県の試算に基づきまして計上いたしましたものでございます。

続きまして、18ページ、2つ目の表ですが、11款地方特例交付金です。こちらは国の政策による住宅ローン控除などの地方税減収の補填として交付されるものですが、

令和4年度実績見込みにより計上いたしております。

12款地方交付税につきましては、普通交付税は不交付と見込んでおります。特別交付税は、前年度同額の1億8,000万円を計上しており、震災復興特別交付税は、東日本大震災復興特別区域法に基づく課税免除に係る補填分として5億2,500万円を計上しております。

次に、13款交通安全対策特別交付金は、区画線や路面標示等の交通安全施設整備に関する交付金で、前年同額を計上しております。

14款1項1目民生費分担金及び2目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対します保護者負担分を見込んでおります。

2項1目民生費負担金1節につきましては、養護及び特別養護老人ホームへの措置費及び高齢者 i c s c a の利用につきまして、カードの紛失等に伴う再発行手数料に係る負担金であります。同じく2節につきましては、保護者負担部分の利用料を計上しております。

19ページをお願いいたします。

15款1項の使用料につきましては、1目総務使用料から6目教育使用料までございますが、それぞれの条例、規定による使用料収入を見込んでおります。

20ページをご覧ください。

2項手数料でございます。こちらも1目総務手数料から4目土木手数料までございますが、過年度の実績額等から各種手数料の収入見込額について計上しております。

16款1項1目民生費国庫負担金の1節から5節は各種給付に係る負担金となっております。2目教育費国庫負担金につきましては、吉岡小学校改築事業分であります。

21ページをお願いいたします。

表の1つ目は、衛生費国庫負担金ですが、令和4年度は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費として当初予算で計上したもので、皆減となっております。

2項国庫補助金につきましては、それぞれの事業展開による補助金の計上を行っております。1目総務費国庫補助金1節は、個人番号カードの交付事業に対しまして、総務省所管の補助金であります。2節は町民バスが幹線的路線を補完することに対する補助金であります。3節は電算システムのガバメントクラウド移行に伴う調査業務等に対する補助金です。2目民生費国庫補助金1節は、障害者の地域生活支援事業に対します補助金です。2節は私立保育園の運営費や保育士処遇改善事業のほか、ICT環境整備に係ります交付金を計上いたしております。3目衛生費国庫補助金1節は、比較で約4,489万3,000円の減となっておりますが、令和4年度にありました新型

コロナウイルスワクチン接種体制確保事業が皆減となったことが要因であります。2節は皆増となっております、令和4年度補正で新規計上した伴走型相談支援事業につきまして令和5年度も継続実施することとしております。4目土木費国庫補助金1節は舞野下草線改良工事、仮称下草橋上部工仮設工事などに係る交付金です。2節は町営住宅の長寿命化に係る交付金です。3節は都市計画道路吉田落合線の4車線化工事に係る交付金でございます。5目消防費国庫補助金は記載の災害対策に係る補助金であります。

22ページに入りまして、6目教育費国庫補助金は吉岡小学校改築事業により、比較で1億7,400万円ほどの増となっております。7目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、道路改修事業の予算計上であります。8目農林水産業費国庫補助金は、1節吉田地区農地整備事業での換地等調査業務及び地形図作成に係る交付金の計上であります。

3項1目総務費委託金及び次の3河川費委託金は、国からの事務委託に要するものとして計上しております。

17款1項1目総務費県負担金は、移住支援事業に係る負担金です。2目民生費県負担金の1節から、23ページに入りまして、5節の各負担金につきましては、国庫負担金と同じ事業でございますが、県の負担割合による計上となっております。

続きまして、2項県補助金につきましては、制度的なもの、あるいは予算補助という形で計上いたしております。1目総務費県補助金1節は、消費者行政推進に要します補助金です。2目民生費県補助金1節は、老人クラブ助成費のほか3項目への補助金です。2節は地域生活支援事業のほか2つの事業に要する補助金です。3節は乳幼児医療費のほか子供の医療費や子育て支援に関する補助金です。3目衛生費県補助金1節は、健康推進事業などの保健事業に対します補助金です。2節は出産・子育て応援事業のうち伴走型相談支援事業の県補助分でございます。

24ページに入りまして、4目農林水産業費県補助金1節は、農業委員会交付金、中山間地域等直接支払交付金などの農政推進に対します補助金です。2節は林道橋梁補修工事に係る補助金です。5目消防費県補助金1節及び2節は、住宅・建築物耐震改修事業などに対する補助金です。6目教育費県補助金は、子どもの心のケアハウス事業費等に対する補助金です。7目市町村振興総合補助金は、メニュー化されました県補助金ではありますが、記載の10事業に対します補助金を見込んでおります。8目みやぎ環境交付金は、有害鳥獣被害対策防止事業、田んぼダム構築事業などに係る交付金です。

25ページをお願いいたします。



17款3項委託金につきましては、それぞれ県からの事務委託に伴いまして計上いたしましたものでございます。1目総務費委託金1節は、権限移譲事務交付金などを見込んでおります。2節は県民税取扱費です。3節の人口動態調査につきましては、衛生、統計調査に係る市町村交付金です。4節は住宅土地統計調査のほか3つの調査費です。5節は県議会議員選挙の執行費であります。2目土木費委託金1節は、西川樵樋管操作業務に対します委託金を見込み、3目教育費委託金1節はスクールソーシャルワーカー活用事業、次の2節は文化財保護に要する委託金であります。

18款1項1目財産貸付収入1節は、町有財産の貸付け及び東北電力、NTT電柱などの収入を計上いたしております。2目利子及び配当金は、説明欄に記載の基金利子等の計上であります。26ページに入りまして、2項1目不動産売払収入及び2目物品売払収入は、科目設定の計上であります。

19款寄附金につきましても、1目から3目はそれぞれの費目での科目設定となっております。4目ふるさと寄附金の1節ふるさと寄附金につきましては、過去の実績から推計した計上としております。2節企業版ふるさと寄附金は令和4年度補正で計上いたしましたが、令和5年度も引き続き実施していくものであります。

20款1項1目財産区特別会計繰入金1節から3節につきましては、3つの財産区からの事業費繰入金であります。2目国保特会繰入金につきましては、各種がん検診に係る繰入金であります。

27ページをお願いいたします。

2項1目財政調整基金繰入金は、財源調整として3億6,312万2,000円を繰り入れまして、次の2目から6目の特定目的基金からの繰入金につきましては、それぞれ令和5年度事業執行のため、計上いたすものでございます。

21款繰越金は、前年度同額を措置するものでございます。

22款1項1目延滞金及び2目加算金は、科目設定であります。

2項1目町預金利子は歳計及び歳計外現金の利子収入を計上しております。

28ページに入りまして、3項1目民生費貸付金元利収入は、東日本大震災に係る災害援護資金償還金及び過年度分償還金を計上しております。2目商工費貸付金元利収入は、町中小企業振興資金の預託金分であります。

4項1目農業費受託事業収入は農地中間管理機構により、管理機構業務に対します受託収入と、2目教育費受託事業収入は県スポーツ協会からの自転車競場管理受託事業収入でございます。

5項雑入につきまして、主なものを申し上げます。1目納付金でございます。比較

で1億1,755万8,000円ほどの減となっております。こちらは2節の学校給食費の保護者負担分の減によるものです。なお、教師等から約1,400万円収入を見込んでおります。2目雑入は比較で9,014万6,000円の増となっております。

こちらは29ページをお開きください。

上の表の説明欄ですが、下から3行目に最終処分場周辺地域環境整備事業費9,601万6,000円の記載がございますが、この事業が新規となりましたことが増の要因となっております。

次の表の場外車券売場交付金につきましては、令和4年度で終了することから皆減となっております。

続きまして、23款でございます。23款1項町債につきましては、先ほど11ページの第3表の地方債でご説明申し上げた内容と同一でございますので、説明は割愛させていただきます。

歳入は、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、30ページから歳出の説明をさせていただきます。

1款1項1目議会費につきましてご説明いたします。議会費につきましては、議会運営に要するもので、議員、職員の人件費及び議会活動に要する経費を計上いたすものでございます。前年度との比較では44万1,000円の減額となっておりますが、主には議会だより印刷におきまして再生紙が供給不可となったことに伴います印刷単価上昇分、議場システム定期点検保守業務のサービス期間の終了に伴います増額、議会専用車運転業務が、業務委託から会計年度任用職員への対応となったことにより差額173万円の減などによるものでございます。

1節は議員18人の報酬、2節は事務局職員3人分の給与、3節は議員期末手当のほか、扶養手当も含みます職員手当、4節は議員及び職員の共済組合負担金でございます。以降、各科目の2節から4節につきましては、一般職、特別職、あわせて会計年度任用職員の人件費関係となりますので、説明を省略させていただきますことをご了承お願いいたします。7節は議会だよりの発行に伴います寄稿者へのお礼の図書カードの購入代、議会のあり方プロジェクトにおけます講師謝礼でございます。8節は定

例会議及び随時会議、各種委員会、研修会等の費用弁償及び各常任委員会等の視察研修の随行する職員を含みます旅費でございます。9節は議長交際費といたしまして、前年度と同額を計上いたしております。10節はコピー代のほか追録代、燃料費は議会専用車のガソリン代、食糧費は視察対応及び議会報告会などのお茶代、議会コンサートの出演者用昼食代でございます。印刷製本費は年間4回の発行を予定しております議会だよりの印刷費、修繕料は議会専用車の小破修繕でございます。11節は議会だよりの配付及び事務連絡等の郵送代、議会専用車の任意保険料でございます。12節は会議録作成業務、議場放送システム定期点検保守業務、議場コンサートの際の楽器輸送業務などの委託料でございます。

31ページをお願いします。

13節は議会放送設備システム及びタブレット端末25台分のリース料、文書共有システム利用料、議員研修会時のバス借上代、有料道路の通行料、各委員会におけます県外行政視察の際の移送業務などがございます。18節は全国市議会議長会基地協議会、町村議会議長会ほか4協議会等への負担金、政務調査費月額1万円を18人分216万円を計上いたしております。

議長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午前 11時57分 休憩

午後 0時59分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

それでは、午後もよろしくをお願いします。

午前に引き続き事項別明細31ページをお願いします。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、一般管理のほか人事管理、職員厚生、公用車自動車運行、職員研修、黒川地域行政事務組合、行政区、総合教育会議に要する経費等を計上いたしております。1節は産業医1人、特別職給料等審議会委員

10人の報酬、総合案内の会計年度任用職員報酬となっております。

32ページをお願いします。

7節につきましては、区長62人の報償金、顧問弁護士料、職員研修講師謝礼、退任区長に対する記念品等を計上いたしております。8節は総合案内、区長、特別職給料等審議会、産業医、総合教育会議委員の費用弁償、町長、副町長の出張用務、職員研修費、区長会研修の際の職員の随行旅費を計上いたしております。9節は町長交際費でございますが、令和4年度と同額を計上いたしております。10節は事務用消耗品、コピー代、新聞購読料、図書等の購入代でございます。

33ページをお願いします。

そのほか、公用車の燃料代、車検に係る修繕、区長会議の際のお茶代、人事管理帳簿書類の印刷代でございます。11節は携帯電話通話料、ボランティア保険、衛生管理者申請手数料、公用車の損害保険、自賠責保険、区長、交通安全指導隊、公民館分館長の災害補償保険料等に要する経費でございます。12節は職員の間人ドック等の各種健康診断業務、ストレスチェック業務、区長配達業務、県公平委員会事務委託、職場内での職員研修開催に係る委託費等を計上いたしております。13節は緊急時のタクシー借上料、有料道路通行料、駐車場使用料、官報情報検索サービス利用料等を計上しております。18節は黒川地域行政事務組合の管理運営費のほか、宮城黒川地方町村会、宮城県地方税滞納整理機構、市町村研修場への研修費、県市町村自治振興センター等の負担金、そして、区長会への補助金でございます。26節は町長車の車検に係る重量税でございます。

次に、2目文書広報費でございます。広報広聴、文書管理、情報公開等のほか、ホームページの運営に要する経費の計上でございます。

34ページをお願いします。

1節は情報公開審査会、個人情報保護審査会の委員それぞれ5人分の報酬でございます。3節は宮城ふるさとCM大賞の作成に携わる職員の時間外勤務手当でございます。7節は広報編集委員会の中の研修の講師、広報記事作成の謝礼及び広報モニターに対します記念品等の経費でございます。8節は情報公開審査会等の開催に伴う委員の費用弁償、広報セミナーに参加する際の旅費となっております。10節はコピー代のほか一般事務消耗品、大型プリンターのインク代、懇談会開催の際のお茶代、広報たわいの印刷製本費、例規集の加除代、シンボルタワーの電気料金、小破修繕等を計上いたしております。11節は一般郵便物の後納料、ファクシミリの通話料金、シンボルタワーの建物災害共済掛金等でございます。12節はシンボルタワー敷地の除草業務の

ほか、例規集のデータ更新、ホームページの運用業務に係ります経費でございます。また、現在のホームページは平成28年3月に更新し、7年が経過しております。さらなる情報発信のツールとして再構築を図るための経費として1,480万円を計上いたしております。13節は印刷機、大型プリンター、例規システムの借上料、会議録等の作成に活用いたします文字起こしシステムの利用料、その他出張時の駐車料、ホームサービスの利用料等でございます。17節は経年により不具合が生じております大型シュレッダーと文字起こしシステムの利用のためのレコーダー、中央スピーカーを購入する経費を計上いたしております。18節は日本広報協会の負担金、広報セミナー参加負担金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、3目財政管理費でございます。

1節は入札参加業者追加業務が、受付が来年1月から2月にありますことから、2か月間のパートタイム会計年度職員を雇用するものでございます。7節は入札監視委員会を2回開催する際の報償金です。8節は会計年度任用職員の通勤手当です。10節は書架代等でございます。

35ページをお願いいたします。

食糧費は会議時のお茶代です。印刷製本費は予算書及び決算時の成果に関する説明書の印刷製本費です。12節は統一的な基準による財務書類作成支援及び公会計システム保守業務料を計上いたしております。18節は地方財務協会への負担金です。24節は自治法第241条の規定によります所管基金への利子の積立てを計上したものでございます。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

会計管理者兼会計課長吉川裕幸君。

会計管理者兼会計課長 (吉川裕幸君)

続きまして、4目会計管理費でございます。会計一般管理に要する経費を計上しております。

10節は消耗品費としましてコピー料、参考図書、伝票用紙等の購入費用、印刷製本費としまして決算書、請求書、封筒等の印刷費でございます。11節は通信運搬費としまして、口座振替に係ります専用回線利用料、手数料としまして、公共料金自動口座引落とし手数料、公金取扱い手数料、割賦総括手数料のほか、4月から予定しております現金による両替、払戻しに係ります両替手数料などを計上しております。12節は会計課及び杜の丘出張所にて収納いたします公金、納付書を指定金融機関まで警備輸送いたします業務経費を計上しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、5目財産管理費でございます。こちらは説明欄に記載のある施設及び公用車等に関する維持管理費用を計上いたしております。

1節につきましては、吉田コミセンの受付業務に係る報酬及び期末手当でございます。3節も含みます。7節につきましては、吉田コミセンに隣接する公園等の清掃及び鶴巣防災センターの夜間巡視員の報償金です。10節は公用車並びに庁舎及び各施設管理の消耗品、燃料費は共用自動車の燃料費です。印刷製本費は施設使用許可申請書代、光熱水費は庁舎等の電気料並びに上下水道料の計上、修繕料は庁舎等の小破修繕や共用自動車の整備料などを計上いたしております。

36ページに入りまして、11節通信運搬費は各施設の電話料、手数料は吉岡西部地区画整理事業地内の資材置場の廃棄物手数料のほか小型除雪機点検整備などがございます。火災保険料は各施設の共済掛金、自動車損害保険料につきましては共用公用車の自動車自賠責保険及び自動車保険でございます。保険料は各施設の施設賠償責任保険料の計上であります。12節は庁舎の警備、清掃やマイクロバス運行業務のほか各コミセンの受付業務、設備点検業務等でございます。13節は土地使用料として、吉岡コミュニティセンターの通路敷地の借上げについて計上しております。機械借上料はAEDや庁舎LED照明の借上料を計上しております。車借上料は公用自動車のリース代を、テレビ聴取料は各施設の受信料を、駐車場使用料は出張時の駐車料金を、シス

テム利用料は総合案内のシステム利用料を、施設資料量は鶴巣防災センターのテレビ共同受信費を計上いたしております。14節は吉岡コミセンの非常灯更新、役場庁舎自動ドア装置の更新及び高田橋付近の土側溝整備費用を計上いたしております。15節は除雪材の購入です。17節庁用器具費は職員増加分対応の備品等を計上し、機械器具費は軽自動車のリース満了により、新たに軽自動車1台を購入するものです。18節は講習受講料、防火管理協議会への負担金です。補助金は赤線、青線を地区の方々が修繕する際に1地区当たり50万円を上限に側溝などの資材を提供するものです。24節は基金利子です。26節は既存の公用車及び車両購入の自動車重量税等であります。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

続きまして、6目企画費でございます。企画費につきましては、企画調整全般に係るもののほか、にぎわい創出、防衛施設周辺整備対策、町民バス、デマンドタクシーの運行事業、移住・定住促進事業、ふるさと寄附事業のほか、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業等に要します費用でございます。

なお、令和5年度の米軍実弾射撃移転訓練につきましては、第1四半期の4月から6月に実施の予定とされておりますが、その詳細につきましては、まだ公表されておりませんので、分かり次第、議員の皆様にご報告をさせていただきます。今回の当初予算には、それらに係る関連予算も計上しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1節につきましては、総合計画審議会委員12人分の報酬で、年3回の会議開催を予定をしております。3節のうち職員時間外勤務手当は、米軍実弾射撃移転訓練業務に係る時間外勤務手当でございます。

37ページをお願いいたします。

7節につきましては、指定管理者選考に係る外部委員、地域公共交通会議委員、まちづくりに関し、広くご意見を伺うため開催をいたしますまちづくりワークショップに参加いただく議員の謝金のほか、令和5年度のふるさと寄附金額の見込額4,000万円の30%に相当します1,200万円を返礼品分として計上しております。8節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償のほか、まちづくり政策等に係ります先進地

視察及び宮城移住フェア参加に要します旅費でございます。10節につきましては、事務消耗品のほか、町民バス3台分のタイヤ代、町民バス、デマンドタクシー用手指消毒液代、同じく時刻表パンフレット、共通回数券の印刷代、米軍訓練パトロールに要します燃料代、各種会議の際のお茶代、町民バスの車検時整備費用及びテレビ共同受信施設等の修繕料でございます。11節につきましては、ふるさと寄附に係ります通信運搬費、ポータルサイト広告料、クレジットカード決済手数料のほか、テレビ共同受信施設の火災保険料、町民バスの車検時の申請手数料及び自賠責保険料などがございます。12節につきましては、にぎわい創出事業のワークショップや懇談会等に参加された多くの方より、整備地周辺の道路条件に対します改善等のご意見を頂戴しましたことを受けまして、当該道の整備方針等を作成するための吉岡地区道路整備方針等作成業務のほか、町民バス、デマンドタクシーの運行業務、ふるさと寄附に係ります委託業務、光ファイバー網の保守点検業務に要します費用でございます。13節につきましては、先進地視察の際のレンタカー代、町民バス運行時の緊急対応車両借上料、高速道路利用料、駐車場使用料のほか、光ファイバー網の電柱共架料及び地下管路等施設使用料、デマンドタクシー運行管理システムの利用料などがございます。14節につきましては、テレビ共同受信施設共架電柱の移転等に要します費用でございます。17節につきましては、一般財団法人自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業であります一般コミュニティ助成事業の交付を受けて実施するものでございます。本節では、1行政区の申請額が100万円に満たない場合、申請上限額の250万円までを町が取りまとめることが可能となっているもので、今回申請のありました吉岡南一丁目地区、前河原地区、反町上地区の3行政区に対します備品購入に要します費用でございます。18節につきましては、38ページも併せましてお願いをいたします。負担金としまして、仙台都市圏広域行政推進協議会のほか10団体への負担金でございます。補助金につきましては、まちづくり活動推進会、ふるさと産品開発協議会、高等学校通学費助成事業費、先ほど17節でご説明いたしました一般コミュニティ助成事業で、1行政区の申請額が100万円を超え、申請上限額の250万円以内で申請されましたもみじヶ丘一丁目地区、沢渡地区、柴崎地区の3行政区への補助、次に、町地域交通計画策定補助事業費につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正によりまして令和6年度より公共交通計画の計画制度と補助制度の連動化、要件化が行われ、改めて地域公共交通計画を策定するもので、補助要件に法に基づきます協議会等により作成するとありますことから、大和町地域公共交通会に対しまして補助をするものでございます。また、子育て世帯等移住・定住応援事業、三世帯同居応援事業への補助及



び宮城県の首都圏から町内にU I Jターンにより就職、移住した方に対します移住支援事業、空き家等利活用事業といたしまして、空き家バンクに登録しております空き家の家財等の片づけ、築20年以上の空き家を購入する子育て世帯への補助のほか、子育て支援住宅入居時奨励金として、入居時の負担軽減を図るため、転入の方に20万円、転居の方に15万円を交付し、さらに子育て支援住宅入居者子育て応援奨励金としまして、小中学校に就学する児童生徒を扶養する世帯を支援するために、月額最大1万円の助成を行うものでございます。24節につきましては、ふるさと寄附金収入4,000万円から、寄附金に係る費用を差し引きました1,549万1,000円と利子分を含め、ふるさと応援基金積立金に、防衛施設周辺調整交付金基金積立金には、基金預金利子分を積立てをするものでございます。26節につきましては、町民バス3台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、7目電子計算費でございます。電子計算費につきましては、電算機器及び各種システムの管理運営に要する経費を計上いたしております。

10節は電算関係の用紙類、プリンタートナー、データカートリッジ等の消耗品に要する費用でございます。11節はインターネット接続回線使用料、ホームページ回線使用料、本庁と出先機関との回線の使用料のほか、住民基本台帳や税情報などを管理する基幹システムをクラウド化することによりまして、その回線使用料も新規で264万円計上いたしております。12節は電算処理運営に伴うハードウェアの総合保守、各種電算システム運用に伴うソフトウェアの保守、自治体情報システム強靱化向上対策システム等の運用保守のほか、新規に自治体情報システムの標準化、共通化に係るものとして1,006万円、マイクロソフトオフィスの入替えに係る費用として1,859万円、職員の庶務管理システム導入に307万円を計上いたしております。13節は住民基本台帳システム、財務会計システム、人事給与システムなど、情報処理と情報管理を行うための基幹システムのクラウド化等に係ります機器類の借上料及び利用料でございます。18節は県高度情報化推進協議会負担金、39ページをお願いします。市町村電子申請システム、自治体情報セキュリティークラウドの共同利用に係る負担金と特

定個人情報関連事務委任交付金を計上いたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、同じく8日出張所費につきましては、杜の丘出張所の管理運営事務費を計上したものでございます。

8節は職員旅費、10節はコピー代、事務用品代の消耗品代になるものでございます。以上になります。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

次に、9目交通対策費につきましては、交通安全対策事業に要する経費でございます。

7節は交通安全指導員28名分の報償金、8節は交通安全指導員の出勤手当を実績見合いで延べ1,000回分、移動研修費用をそれぞれ計上いたしております。10節は春と秋の交通安全運動の啓発用品、リーフレット、交通安全指導員の装備品、新入学児童用黄色い帽子購入、交通安全啓発用看板購入等に要する経費及び交通安全広報車2台分の車検整備に要する修繕料でございます。11節は交通安全指導員に係る交通災害保険料、交通安全広報車の保険料などです。13節は高齢者の運転技能向上トレーニングアプリの使用料、18節は町交通安全推進協議会及び黒川地区交通安全推進連絡協議会への負担金、信号機移設に伴います水道管移設工事費負担金、黒川地区交通安全協会町内7支部への活動助成金でございます。26節は交通安全広報車の自動車重量税でございます。

次に、10目無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております防災無線機器の管理運営に要する経費でございます。10節は防災無線子局及び再送信局の電気料及び無線機等の修理代ほかでございます。11節は黒川消防本部との専用回線使用料、防災無線聞き逃しサービスの回線使用料、防災無線子局等の火災保険料です。12節は

防災無線放送設備同報系及び医療系の年間保守点検委託料、13節は長者館山再送信局管理用通路の土地借上料、18節は電波利用料でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。男女共同参画推進プランに基づきます事業推進のほか、令和5年度に第5次推進プランの策定を予定しております。

1節及び8節は、男女共同参画推進審議委員10人分の報酬、費用弁償でございます。プラン策定のために会議回数を年間4回見込んでおります。7節は男女共同参画の研修会時の講師謝礼として、10節は事務消耗品代、会議におけるお茶代のほか、第5次プランの印刷経費を計上いたしております。次に、12目消費者行政推進事業費につきましては、消費生活相談員を配置いたしまして相談窓口の開設及び消費生活講座など、啓発に要する経費でございます。1節は消費生活相談員1名分の報酬でございます。

7節は消費生活講座の講師謝礼、8節は消費生活相談員の通勤手当でございます。10節は啓発用品の購入、リーフレット等の印刷等の経費でございます。18節は区市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。続きまして、13目諸費につきまして、総務課所管分の予算についてご説明いたします。

41ページをお願いします。

総務課所管分といたしましては、人権相談、行政相談等の一般管理、防犯対策、町功労者の表彰と結婚支援事業に要する経費、予算額4,746万4,000円のうち1,391万円でございます。

1節は表彰審査委員会委員6人分の報酬でございます。7節は結婚支援者養成セミナーの講師謝礼、婚活イベントを通じて成婚されたカップルに対するプレゼント、仲人による成婚報酬、人権作文コンクールの参加賞、町政功労者感謝の言葉の受賞者に対します記念品代等でございます。8節のうち9,000円につきましては、表彰審査委員会開催時の費用弁償でございます。10節1,742万7,000円のうち総務課所管分は119万7,000円ございまして、人権啓発用の消耗品、社会を明るくする運動の啓発用品や表彰式、婚活イベントでの消耗品、表彰式の次第、人権、社明運動周知用のパンフレット等の印刷代、町内に設置しております防犯カメラの電気料金でございます。11

節のうち289万6,000円が総務課所管分でございます。表彰式の案内、婚活イベント開催時の案内のはがき代、全国町村総合賠償補償責任保険料の計上でございます。12節は婚活イベント企画運營業務の委託費と防犯カメラ保守点検業務委託費でございます。13節100万6,000円のうち60万5,000円が総務課所管分で、婚活イベント参加者送迎用のバス借上料、婚活のパーティーの会場の会場借上料でございます。14節のうち280万5,000円は、町内の通学路に設置を予定しております防犯カメラ2基の工事費でございます。18節は県山岳遭難防止対策協議会大和支部から、42ページのみやぎ青年婚活サポートセンターまでの8団体への負担金と町防犯協会への補助金、特殊詐欺の対策電話機器購入費の補助として申請30件を見込み、計上いたしております。19節は犯罪被害者等支援事業といたしまして、遺族支援金30万、傷害支援金10万円、死体捜索費用支援金10万円をそれぞれ1人ずつとして計上いたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

次に、財政課所管分をご説明させていただきます。

財政課につきましては、財産区地域振興費及びコミュニティ施設費といたしまして集会所改修補助でございます。

41ページの13節をご覧ください。

一番上に土地借上料がございます。こちらは宮床地区駐車場用地の借上料でございます。次に、18節でございます。42ページの説明欄の4行目に補助金がございます。七ツ森観光協会から、下から5行目の落合地区集会施設修繕等事業費まで、こちらが3つの財産区からの繰入れを行いまして、地域振興に資する補助金として交付するものでございます。次に、下から4行目の区集会施設建設事業費につきましては、各地区の集会场改修等への補助でございます。令和5年度は、沢渡、反町上、小鶴沢、宮床山田、もみじヶ丘一丁目、もみじヶ丘二丁目の6地区への補助でございます。

財政課は以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、町民生活課所管分でございます。自衛官募集事務費 6 万 2,000 円と空き家等対策事業費 14 万円になるものでございます。

1 節は空き家対策協議会の委員報酬分として 7 万 4,000 円を計上しております。8 節はその対策協議会委員の費用弁償分として 1 万 8,000 円、自衛官募集事務担当者研修会の旅費として 1 万 3,000 円を計上しております。10 節は自衛官募集事務用消耗品代として 1 万円、空き家対策事業費としての事務用品代 3 万 7,000 円と会議時お茶代 4,000 円を計上しております。11 節は自衛官募集事務費として 9,000 円、空き家等対策事業として 7,000 円の通信運搬費を計上しております。18 節は町自衛隊家族会への補助金 3 万円を計上しているものでございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

諸費のうち、防犯対策費に係ります都市建設課所管分につきまして、ご説明いたします。防犯灯の維持管理及び設置に係ります費用でございます。

10 節のうち光熱水費といたしまして防犯灯数 2,555 灯分の電気料、修繕料は防犯灯修繕に要します費用のほか、令和 4 年度から継続して実施します電力消費量の高い既設灯具 60 ワットの一部を 300 基程度につきまして、省エネ型灯具 10 ワットに交換する費用でございます。14 節は電柱に設置いたします防犯灯 13 基の新設に要します費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

税務課長 小野政則君。

税務課長 （小野政則君）

続きまして、2 項徴税費でございます。1 目税務総務費につきましては、税務事務の管理費及び諸証明交付事務に要する経費を計上しております。

1 節及び43ページの8 節につきましては、総務課所管となります固定資産評価審査委員会の委員3 名分の報酬及び費用弁償であります。

43ページをお願いいたします。

10節につきましては、評価審査委員研修時の資料代、お茶代のほか参考図書追録代、コピー代、事務用品代及び税務証明用紙等の印刷費用でございます。18節につきましては、負担金としまして、仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でございます。補助金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会費及び宮城たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金であります。

次に、2 目賦課徴収費でございます。賦課徴収費につきましては、住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等の賦課事務、申告相談事務、土地家屋の評価事務及び管理徴収業務に要する費用を計上しております。

1 節、2 節、3 節、4 節につきましては、賦課補助事務に係る会計年度任用職員への報酬、給料、手当、社会保険料、共済組合負担金であります。7 節につきましては、賞賜金として、納税推進ポスター募集に係る記念品代、納税貯蓄組合等感謝状記念品代、差押え動産査定謝礼等、報奨金につきましては、納税貯蓄組合68組合に対する完納報奨金でございます。8 節につきましては、納税貯蓄組合連合会の研修会に係る職員旅費とパートタイム会計年度任用職員の通勤手当に要する費用であります。

44ページをお願いいたします。

10節につきましては事務用品代のほか、公用車の燃料費、納税表彰式の際のお茶代、住民税、固定資産税、軽自動車税等の納税通知書及び徴収に係る督促、催告状の印刷代並びに公用車の車検整備等に要する費用であります。11節につきましては、還付通知用のはがき代のほか、固定資産税現地調査用のタブレットの通信料、口座振替、コンビニクレジット払い及びスマホ収納に係る手数料、口座振替ウェブ登録に係る手数料、預貯金の電子照会システムに係る手数料、軽自動車税賦課資料情報提供及び軽自動車税環境性能割取扱い手数料、土地家屋の登記事項証明書の発行手数料並びに自動車損害保険料、自賠責保険料に要する費用であります。12節につきましては、軽自動車税の納税通知書等発送業務、共通納税利用拡大に係るシステム改修費、土地評価標準値下落修正業務、令和6 年度評価替えに向けた固定資産税評価支援業務、標準宅地不動産鑑定評価業務、法務局登記データ管理システムの導入及び滞納管理システム保守に係る業務委託料を計上しております。13節につきましては、確定申告支援システム、固定資産管理、家屋評価システム、滞納管理システムに係る機械借上料、有料道

路通行料、駐車場の使用料及び共通納税システム地方税電子申告システムのサービス利用料に要する費用であります。17節につきましては、庁舎内のページプリンターの更新に要する費用でございます。18節は地方税共同機構への電子申告への負担金でございます。22節は法人を含む住民税、固定資産税等の税額の修正等によります過年度分の還付金及び還付加算金に要する費用でございます。26節は公用車車検に係る重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍住民基本台帳費は、町民生活課窓口での各種証明書、手続及びコンビニ交付、マイナンバーカード交付事務等に要する経費でございます。

1節は窓口業務補助に係りますパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。45ページをお開きください。

8節は職員旅費とパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は参考図書代やプリンタートナー、コピー代、用紙代等の消耗品費と各種証明申請書等の印刷代などがございます。11節はファクス回線使用料、マイナアシスト用Wi-Fi通信料、コンビニ交付手数料等がございます。12節は戸籍総合システム番号制度連携対応業務、戸籍総合システム保守料、附票連携対応ソフトウェア保守、副本管理システム保守、マイナアシスト保守、コンビニ交付システム保守、マイナンバーカード裏面プリンター保守料などがございます。13節は戸籍総合システム、マイナンバーカード裏面プリンター借上料でございます。18節は県戸籍住基事務協議会とコンビニ交付に係る運営負担金になるものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

次に、4項選挙費1目選挙管理委員会費でございます。主に選挙管理委員会の開催に係る経費でございます。

1節及び46ページにあります8節につきましては、選挙管理委員会委員4人分の報酬及び費用弁償でございます。10節は参考図書、事務等の消耗品の購入代、選挙管理委員会封筒等の印刷代でございます。12節は投票管理システム保守業務の委託料でございます。

続きまして、2目選挙啓発費でございます。明るい選挙関係の啓発に係る費用でございます。7節は明るい選挙啓発ポスターコンクールの記念品代、8節は明るい選挙推進大会等に参加する際の費用弁償、13節は研修会参加の際の駐車場使用料でございます。

次に、3目県議会議員選挙執行費でございます。今回の選挙では、令和5年11月12日に任期満了となります県議会議員の改選、その執行経費でございます。

1節及び8節につきましては、選挙管理委員会委員、投開票の立会人等の報酬、費用弁償でございます。3節は投開票事務に従事します職員の時間外勤務手当等でございます。7節は選挙公報の配布とポスター掲示板を私有地に設置した際の敷地借用の謝礼でございます。10節は選挙事務に要する消耗品、投開票事務従事者の夕食代、投票場入場券の印刷、投票所暖房用の燃料料でございます。11節は投票所入場券等の郵送料、投票用紙計数機点検手数料等でございます。12節はポスター掲示板の設置撤去業務、期日前投票システムの保守、投票用紙分類機運用保守業務、そして、開票所で使用するハイテーブルの設置の委託料でございます。また、今年度の選挙から、これまで宮床第2投票区、もみじヶ丘児童館でございますが、こちらでの投票は、玄関で靴を脱いで会場に入って投票していただいておりますが、要望もありまして、今年度の選挙から、会場にシートを敷きまして靴のまま会場に入れるように考えております。そのシートの設置撤去業務の委託として40万2,000円を計上いたしております。13節は投票会場借上料、投票箱装置用タクシー借上料でございます。17節は投開票事務に使用します投票用紙計数機2台を購入するためのものでございます。

続きまして、4目町長選挙執行費でございます。今回の選挙は、令和5年10月8日に任期満了となります町長の改選の選挙執行日の経費でございます。

1節及び47ページをお願いいたします。

47ページの8節につきましては、選挙管理委員会委員投開票立会人等の報酬費用弁償でございます。3節は投開票事務従事者の職員の時間外勤務手当等でございます。7節は選挙公報の配布、ポスター掲示板を私有地に設置する際の敷地借用の謝礼でござ



います。10節は選挙事務に要する消耗品、法定ビラ商標、立候補届出交フ物、投開票事務従事者の夕食代、投票用紙、投票所入場券の印刷に要する経費を計上しております。11節は投票所入場券等の郵送料、投票用紙計数機点検手数料等でございます。12節はポスター掲示板の設置撤去業務、期日前投票システムの保守、投票用紙分類機運用保守業務、開票所で使用するハイテーブルの設置業務、そして、県議会議員選挙と同様に宮床第2投票区のシート設置撤去業務の委託料でございます。13節は投票会場借上料、投票箱装置用タクシー借上料でございます。そして、最後に18節は昨年9月に議会で可決いただき、条例制定いたしました選挙の公費負担に係ります経費につきまして、交付金として予算計上いたしております。1候補の限度額が、71万7,460円となりますので、その限度額に4候補分予算計上いたしております。

続きまして、5目町議会選挙執行費でございます。今回の選挙は、令和6年3月31日に任期満了となります町議会議員の改選に係ります執行経費でございます。

1節及び8節につきましては、選挙管理委員会委員、投開票立会人等の報酬費用弁償でございます。3節は投開票事務に従事する職員の時間外勤務手当等でございます。7節は選挙公報の配布、ポスター掲示用の私有地に設置した際の敷地借用の謝礼でございます。10節は選挙事務に要する消耗品、法定ビラ商標、立候補届出の交フ物、投開票事務従事者の夕食代、投票用紙、投票所入場券の印刷、これらに要する経費を計上いたしております。11節は投票所入場券等の郵送料、投票用紙計数機の点検手数料でございます。12節はポスター掲示板の設置撤去業務、期日前投票システムの保守、投票用紙分類機の運用保守、開票所で使用するハイテーブルの設置、そして、前に説明した2つの選挙と同様に宮床第2投票区の会場にシート設置撤去をする業務の委託料でございます。13節は投票会場借上料、投票箱装置用タクシーの借上料でございます。

48ページをお願いいたします。

18節は町長選挙執行費と同様に、選挙の公費負担に係ります経費につきまして、選挙公営交付金として交付をいたすものでございます。町議会議員の場合は、1候補の限度額が69万1,178円となります。こちらの限度額、予算では22候補者分を予定して計上いたしております。

続きまして、その下に参議院議員選挙執行費がございますが、令和4年度限りの予算執行となりますので、令和5年度は予算ゼロということで、廃目となります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

続きまして、5項1目統計調査費でございます。令和5年10月1日を調査期日として行われます住宅土地統計調査等に要します費用を計上いたしているものでございます。

初めに、1節につきましては、住宅土地統計調査に係ります指導員及び調査員20人分の報酬でございます。3節につきましては、統計調査に係ります職員の時間外手当でございます。8節は住宅土地統計調査指導員、調査員の費用弁償でございます。10節につきましては、統計調査に要します事務消耗品、会議の際のお茶代でございます。11節は事務連絡及び調査時等の郵送料及び電話料でございます。18節につきましては、県統計協会への負担金及び町統計調査員協議会への補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

続きまして、2款6項1目監査委員費でございます。監査委員費につきましては、監査委員2名、職員1名の人件費及び各種会計の監査等に要します経費を計上いたしております。

1節及び49ページをお願いします。

1節及び49ページ、8節は、監査委員2名分の報酬、各種監査及び研修等に要します費用弁償などの旅費でございます。10節は参考図書購入代、コピー料金、研修テキスト代など、事務用消耗品、監査及び審査時のお茶代でございます。18節は県及び宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金、全国町村監査委員研修会の参加負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後2時5分とします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時05分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会、ボランティアセンターへの運営補助、日赤宮城支部事業及び民生委員、児童委員協議会への助成、生活保護の事務費、セラピー広場管理業務、国民健康保険業務勘定特別会計への繰出し等の費用でございます。

1節は民生委員推薦会委員の報酬でございます。7節は地域福祉計画推進協議会委員の報償金及び研修講師謝礼等に要します費用でございます。8節は民生委員推薦会に関わります費用弁償でございます。

50ページをお願いいたします。

10節は事務用品に関わる消耗品費ほか、公用車燃料費、各種会議開催のお茶代、車検修理代に要します費用でございます。11節は電話料等の通信運搬費、行旅死亡人に関わる広告料、死体検案書の手数料、公用車の車検手数料、自動車自賠責保険等でございます。12節は行旅死亡人に関わります火葬業務及びセラピー広場管理業務、地域福祉計画、活動計画改定業務に関わる委託料でございます。18節は大和町社会福祉協議会ボランティアセンター、民生委員協議会、町遺族会への補助金でございます。19節は火災等の災害一時扶助及び浮浪者への一時扶助に要する費用でございます。24節は長寿社会対策基金の利子積立金に関わる費用でございます。26節は公用車の重量税でございます。27節につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への法定ルール内での繰出しでございます。

続きまして、2目老人福祉費につきましては、老人保護措置費、生き生きサロン事業、老人クラブ支援、大和町シルバー人材センター支援、敬老事業、在宅老人対策事業の高齢者生活支援並びに高齢者タクシー助成のほか、i c s c a乗車証を発行し、新たに高齢者の外出支援事業に要する費用でございます。

7節は敬老者への記念品に関わります賞賜金に要します費用でございます。10節は事務用品のほか、説明会会議の食糧費、敬老会名簿、高齢者タクシー助成券、チラシの印刷等に要します費用でございます。11節は敬老会案内状、敬老祝金振込手数料、介護用品購入助成券郵送料、高齢者タクシー券郵送料、i c s c a乗車発行手数料、同じく乗車券配布郵便料でございます。12節は高齢者生活支援事業といたしまして、寝具洗濯乾燥消毒サービス及び軽度生活援助事業等に要します費用でございます。18節は負担金といたしまして、宮城県シルバー人材センター連合会への賛助会費でございます。

51ページをお願いいたします。

続きまして、黒川地域行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会の運営負担金、仙台市交通局へのi c s c a利用負担金でございます。補助金といたしましては、地域福祉活性化事業のとなりぐみ生き生きサロンとしての地区への補助金、大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、社会福祉法人が運営しております特別養護老人ホーム入所者等への利用者負担軽減措置といたしまして、低所得者利用者負担軽減対策事業費、町老人クラブ及び老人クラブ連合会への補助金、敬老事業補助でございます。19節は80歳以上の敬老者の方への敬老祝金及び100歳を迎えられます方への特別敬老祝金並びに要介護認定3以上の対象者への介護用品購入費助成費用、養護老人ホーム入所に関わる老人保護措置に要する費用及び高齢者タクシー利用助成費及びi c s c a利用助成費でございます。27節は介護保険事業勘定特別会計の必要経費を繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく3目国民年金費でございます。国民年金費は、国からの委託事務であります国民年金事務に要する経費でございます。

10節は関係法令追録代、コピー代、事務用品代等の消耗品代でございます。11節は事務連絡等の郵便料金等の通信運搬費でございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

福祉課長兼保健福祉総合センター長蜂谷祐士君。

福祉課長 (長蜂谷祐士君)

続きまして4目障害者福祉費でございます。令和5年度より福祉課所管となるものでございまして、主な業務といたしましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害者及び障害児への自立支援給付、地域生活支援事業、交通費助成事業、心身障害者医療費助成など、生活支援に要する経費でございます。前年比1億3,364万4,000円、12.5%増となっておりますが、障害者自立支援給付費、福祉サービス関係に1億1,478万4,000円増加の要因になるものでございます。

1節は来庁した聴覚障害者への窓口手続に対します手話通訳者、相談業務者としての精神保健福祉士、事務補助員などのパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。

52ページをお願いいたします。

7節は身体及び知的障害者相談員2名、障害者福祉計画推進協議会委員12名、障害者福祉講習会講師、障害者支援区分認定調査員等への報酬金でございます。8節は認定調査員の費用弁償及び手話通訳者への交通費でございます。10節はコピー料金、参考図書などの事務消耗品のほか、会議の際のお茶代、障害福祉サービスガイドブック及びタクシー利用券の印刷製本に要します費用でございます。11節は福祉タクシー利用助成券などの郵送料のほか、主治医意見書の作成手数料、宮城県国保連合会への介護給付等の請求審査支払手数料等でございます。12節は令和5年度で計画期間が満了となる障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の新たな計画策定業務に594万1,000円、障害福祉システム保守業務に44万2,000円、障害者相談支援事業1,663万2,000円、訪問入浴サービス事業226万8,000円、黒川4市町村で業務委託をする緊急時支援体制整備事業に340万7,000円、ひだまりの丘内で活動を行っている地域活動支援センター、工房ななつもりの運營業務865万円、心身障害者医療費受給者証支給決定通知書等封印業務51万9,000円などでございます。13節は認定調査時に要します有料道路通行料及び駐車場使用料、障害福祉システムの借上料でございます。18節は負担金といたしまして、黒川地域行政事務組合への障害者支援区分認定審査会の運営負担金、補助金といたしましては、町手をつなぐ育成会への運営補助、自動車運転免許取得4件分及び自動車改造に対します助成1件分、自発的行動支援事業2団体への助成でございます。19節は心身障害者医療費助成、特殊マット、ストーマ装具、電気

式たん吸引器などの重度身体障害者の日常生活用具給付、人工透析者への入院及び通院におけます厚生医療給付、義足及び車椅子、補聴器などの補装具給付、在宅酸素療法者、酸素濃縮器利用者に対します使用電気料の助成、居宅及び療養介護、グループホーム施設入所支援などの障害福祉サービス、障害児の発達支援及び放課後デイサービスなどの障害児通所サービス、難聴児の補聴器購入に対します助成、53ページをお願いいたします。育成医療給付、療養介護医療、福祉タクシー利用助成並びに慢性特定疾病の児童に対します電気式たん吸引器や人工鼻などの日常生活用具給付などに要します費用でございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。保健福祉総合センターの管理運営及び修繕に要する費用でございます。

10節はセンターの維持管理に要します消耗品費、燃料費及び電気、上下水道等の光熱水費、設備機械の小破修繕費でございます。11節は電話料、受水槽に係ります水質検査等の手数料、施設火災保険料でございます。12節は福祉公園の除草、駐車場の冬季除雪、ひだまりの丘の全棟に関わります改修設計費につきましては、長寿命化計画に基づいての改修設計費でございます。及びセンターの総合案内、機械設備保守点検等に関わる業務委託の施設管理に要します費用でございます。13節は業務用食器洗浄機の借上料、セキュリティサービス料、AED機器リース分及びテレビ受信料でございます。18節は黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費につきましては、18節は県後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費と医療給付費負担金でございます。27節につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金となるものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

54ページをお願いいたします。

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。主な業務といたしましては、あんしん子育て医療費助成事業、児童遊園等の管理、児童支援センターの運営、子ども虐待防止推進に係る経費、子ども・子育て支援事業等に要します経費でございます。

1節はパートタイム会計年度任用職員、子ども・子育て会議委員に対します報酬でございます。7節は虐待防止研修会講師謝金、虐待防止対策地域連絡協議会委員謝礼及びことばの教室講師謝金でございます。8節はパートタイム会計年度任用職員の通勤手当、子ども・子育て会議委員の費用弁償と虐待防止対策地域連絡協議会委員の旅費でございます。10節は図書購入代、コピー代等の消耗品費、公用車の燃料代、会議用のお茶代、子育て情報誌、医療費受給者証の印刷製本費、さらに5か所の児童遊園等の管理に要します光熱水費及び小破修繕費でございます。11節は郵便料金等の通信運搬費、手数料は児童遊園の水道開栓手数料、公用車の自動車損害保険料、児童支援センターの施設賠償保険料でございます。12節は児童支援センター運營業務、エアコン及びタイルカーペットのクリーニング業務、あんしん子育て医療給付、未熟児養育医療給付の審査及び支払い業務、児童遊園の遊具点検業務及び除草作業、第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務に要します経費でございます。13節は児童福祉担当者の研修会及び会議の際の有料道路通行料及び駐車場の使用料でございます。17節はことばの教室で使用する児童用テーブルを購入するものでございます。18節は子育て支援サークルへの補助、保育対策総合支援事業が保育所等の園児送迎バスでの置き去り事故の再発防止のため、事業者が行う送迎用バスの安全装置の装備に係る費用に対し、補助金を交付するものでございます。19節はあんしん子育て医療費、未熟児養育医療費として助成するものでございます。

続きまして、2目児童措置費のうち、子育て支援課分、4月からは課名を変更いたしますが、子ども家庭課所管分の児童手当支給事業、第3子以降育児支援事業費、出産・子育て応援交付金給付事業についてご説明いたします。

56ページをお願いいたします。

1節と8節は、児童手当支給事務補助員としてのパートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償でございます。10節はコピー代、事務用品購入代等の消耗品費、児童手当支払通知用封筒の印刷製本費でございます。11節は児童手当支払通知等、各事業に係る通知書送付の郵便料金でございます。12節は児童手当システムの借上げに要

する費用でございます。18節は出産子育て応援ギフトに町独自上乗せ分を含めまして、国の当初予算案で示されました令和5年9月分までを見込んだ交付金でございます。19節はゼロ歳から15歳までの約3,800名の12か月分の児童手当の支給費と第3子以降出生、小中学校入学の祝金でございます。

子育て支援課分につきましては、以上でございます。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、町民生活課所管分を説明させていただきます。

誕生祝事業といたしまして、記念祝詞に要する経費15万4,000円でございます。10節は祝詞の台紙代12万1,000円、印刷製本費といたしまして、メッセージカードの印刷代が3万3,000円になるものでございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

続きまして、3目母子福祉費につきましては、主に母子・父子家庭医療費助成に要します経費でございます。

10節はコピー代、事務用品購入代等の消耗品費、受給者証等の印刷製本費、11節は受給者証の送付の郵便料金でございます。12節は年度更新事務委託料でございます。18節は大和町母子福祉会への補助金でございます。19節は母子・父子家庭への医療費の助成でございます。

続きまして、4目保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所管理運営費と、5つの認定こども園、私立保育園1施設、3つ地域型保育事業への給付と運営委託費及び幼児教育保育の無償化や病後児保育事業に要します経費でございます。

1節はもみじヶ丘保育所の保育士、用務員に係るパートタイム会計年度任用職員及び嘱託医の小児科医師及び歯科医師に対する報酬でございます。

57ページをお願いいたします。



7節は保育所入所選考会での選考委員への報償金ともみじけ丘保育所への入所、退所の児童に対する記念品、運動会時等の賞品等に要します経費でございます。8節は保育士の研修旅費とパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節はもみじけ丘保育所に係る消耗品費、灯油、プロパンガスの燃料費、文集の印刷製本費、電気料等の光熱水費、小破修繕費、給食の賄材料費と病後児保育施設に係る消耗品、プロパンガスの燃料費、電気、上下水道料金でございます。11節はもみじけ丘保育所に係る電話料の通信運搬費、保育料のコンビニ収納手数料及びエアコン等の清掃の手数料、建物火災保険料及び病後児施設の電話料、建物火災保険料等でございます。12節は杜の丘保育園の運営委託、もみじけ丘保育所に関する給食調理業務、保育支援システムの保守業務、システム更新業務、清掃業務、除草業務、消防設備点検、警備ICT環境整備等に要します経費と、病後児保育施設に係る委託に要する経費でございます。13節は保育業務システム、もみじけ丘保育所のAED並びに印刷機のリース料、ICTシステムリース料、遠足時のバス借上料、清掃用具借上料及び病後児保育室のAED並びに券売機のリース料でございます。

58ページをお願いいたします。

14節はもみじけ丘保育所のホール等のエアコンの増設工事、ブランコ更新工事等に要します経費でございます。17節はもみじけ丘保育所の職員を含むICT環境構築用のタブレット、ホワイトボードを購入するものでございます。18節は負担金は、認定こども園、小規模保育園、事業所内保育園への運営費負担、さらには私立幼稚園等への幼児教育保育の無償化のための給付負担金及び日本保育園保健協議会、黒川地区防火管理者協議会等の各種協議会の研修会に係る負担金及び私立幼稚園等への幼児教育、保育の無償化に係る負担金でございます。補助金は、認可保育所に入所できずに待機となった児童が、認可外保育施設を利用した場合、利用料の一部補助を保護者に対して行うもの、企業主導型保育施設を利用している多子世帯についての保育料の一部補助を行うもの、また、一時預かり及び延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点事業などに係る運営費の一部を認定こども園と私立保育園へ補助を行うものです。

続きまして、5目児童館費は、7児童館の管理運営に要する経費と、放課後児童対策としての放課後児童クラブの運営に要します経費でございます。

59ページをお願いいたします。

1節は7児童館の児童館運営協議会委員とパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。7節は各児童館行事、職員研修の講師謝金でございます。8節は児童館運営協議会委員の費用弁償、職員研修旅費とパートタイム会計年度任用職員の通勤手

当でございます。10節は児童クラブ教材費、コピー代などの消耗品費、児童館施設管理に要する燃料費、会議等のお茶代、光熱水費、各児童館の小破修繕費でございます。11節は電話料、切手代等の通信運搬費及びピアノ調律等の手数料、施設の火災保険料、施設賠償責任保険料でございます。

60ページをお願いいたします。

12節はよしおか放課後児童クラブ及び吉岡児童館、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館、宮床児童館の運営委託、各児童館の消防施設やエアコンの点検、宮床児童館ほか2館の警備業務委託、4児童館のICT環境整備事業、もみじヶ丘児童館長寿命化改修工事設計業務等に要します経費でございます。13節は各児童館のAEDや印刷機のリース料、ICTシステムリース料、児童館職員の研修などの際の高速道路通行料や駐車場利用料でございます。14節は吉岡児童館のトイレ洋式化の改修、ロールカーテンの取付工事でございます。17節は4児童館等のICTタブレット、吉田児童館のブルーヒーター、鶴巣児童館のインクジェットプリンター等の購入代でございます。18節は宮城県児童館連絡協議会、黒川地区防火管理協議会、防火管理講習会への負担金、補助金は、放課後児童支援員処遇改善補助金及び各児童館、母親クラブへの補助金のほか、民間放課後児童クラブに対する運営費補助として交付する放課後児童健全育成事業の補助金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、3項1目災害救助費につきましては、令和4年3月に発生しました福島県沖を震源とする地震により被災した世帯に対し、住宅の被害程度または住宅の再建方法に応じて支給する被災者住宅再建支援事業費でございます。

18節は再建方法といたしまして、解体してから自宅を建設、または購入した場合を想定し、支援金を試算したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

続きまして、4款衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費でございますが、母子保健、乳幼児各種検診、出産子育て応援交付金、伴走型相談支援、出産祝い品贈呈、特定不妊治療費助成、栄養改善、健康づくり推進、自死予防対策、黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業会計、下水道事業会計への繰出金などに要する費用でございます。前年度比といたしまして、1,148万2,000円の減となっておりますが、黒川地域行政事務組合病院事業負担金出資金1,673万8,000円減額が大きな要因でございます。

1節でございます。食育推進会議の委員11名、乳幼児健康診査及び育児相談、訪問指導、各種検診などに係ります保健師、看護師、歯科衛生士、助産師、公認心理士などのパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。7節につきましては、保健推進員75名、乳幼児健診、歯科健診、新生児訪問及び健康づくり事業などの際の医師、保健師、助産師、健康運動指導士などに要します謝礼、さらに健康たいわ21推進委員14名、健康づくり推進協議会委員15名、自死予防対策連絡協議会委員10名に対します会議の際の出席謝礼等の報償金でございます。賞賜金といたしましては、健康づくり実践者表彰の記念品、献血協力者への記念品、出産祝い品贈呈事業の祝い品でございます絵本セットなどの購入に要します費用でございます。8節でございます。各種会議開催時の費用弁償及び保健師研修旅費、パートタイム任用職員の通勤手当でございます。10節につきましては、各種検診及び栄養教室等の事業に要します事務用等の消耗品のほか、公用車燃料費、会議開催時のお茶代、乳幼児健診及び各種健診時等で使用いたします手指消毒液、マスク、診療用手袋の購入、母子健康手帳220冊、同じく別冊が220冊、父子手帳200冊、乳幼児健診等の年間カレンダーおおきくな〜れ1,700部、各種検診に使用いたします受診票、検査用紙など及び妊産婦新生児訪問時などの配付資料の購入、印刷製本費等に要します費用でございます。11節でございます。各種検診や事業案内に要します郵送料、携帯電話使用料、検診時に使用いたしますシーツ等のクリーニング代、外国人支援のための通訳の筆耕翻訳料、公用車の保険料に要します費用でございます。12節につきましては健康たいわ21プラン、食育推進計画、自死予防プランの3計画の改定、策定業務のほか、年末年始を含みます年間73日分の休日在宅当番医業務、新生児聴覚検査事業、産後ケア事業、妊婦検診、産婦検診、各種乳幼児健診など、健康づくり地区モデル事業並びに電子母子健康手帳アプリ運用保守などの業務委託に要します費用でございます。13節につきましては健康管理システム機器の賃借料及びシステム使用料、対象者のケア会議などの出席の際の有料道路通

行料、駐車場使用料などに要します費用でございます。17節につきましては、心理相談事業に要します知能検査の用具を購入する費用でございます。18節の負担金につきましては、公立黒川病院及び火葬場経費の本町分の負担金、宮城ハンセン協会のほか2団体への負担金等でございます。補助金につきましては、保健推進委員会及び食生活改善推進委員会に対します運営助成でございます。19節につきましては、里帰り出産におけます妊婦及び産婦10人を想定いたしました健診費用、特定不妊治療費助成5件分の費用でございます。

なお、特定不妊治療費につきましては、令和4年度より保険適用となっております、令和5年度経過措置での助成ということになります。23節につきましては水道事業会計への出資金でございます。26節につきましては、公用車車検に伴います自動車重量税でございます。27節につきましては、水道事業会計及び下水道事業会計への繰出金でございます。

次のページをお願いいたします。

2目予防費でございます。予防費につきましては感染症予防、各種予防接種、健康診査、がん検診のほか、健康教育、健康相談、医療用ウィッグ、乳房補整具費用助成に要します費用でございます。前年度比で1億1,120万8,000円の減額となっておりますが、これは令和4年度当初予算で計上させていただきました新型コロナワクチン接種事業費を今回計上していないことによります減額でございます。

なお、コロナワクチン接種につきましては、国の令和5年度接種方針がまだ正確に定まっておらず、それを待ちまして今回3月定例会期中に補正予算の計上をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1節でございます。検診準備に係ります事務補助員、各種検診、健康相談等に從事いたします保健師、看護師、栄養士の会計年度任用職員の報酬でございます。7節につきましては、予防接種健康被害調査委員5名、サブロー健康塾、健康づくりモデル事業等の開催時の講師への報償金でございます。8節につきましては、予防接種健康被害調査委員会委員の費用弁償、会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節につきましては、各種検診の際に必要な事務用品等の消耗品のほか、会議用お茶代、各種検診の申込書、通知書、予防接種等の通知及び接種券の印刷代、感染症対策、医療材料、医薬材料などの購入に要します費用でございます。11節につきましては、通信運搬費として、各種予防接種、がん検診等に係ります郵送料でございます。12節につきましては、予防接種法に基づきます個別予防接種及び感染症法に基づきます結核検診、成人歯周病検診を含みます健康増進法に基づく一般的な基本健診と各種がん検診、

脳検診の業務委託に要します費用でございます。13節につきましては、がん検診等の研修会の際の駐車場使用料でございます。19節でございます。里帰り出産想定10人の定期予防接種、医療用ウィッグ・乳房補整具購入15件及び子どもインフルエンザ予防接種助成に要します費用でございます。

なお、子どもインフルエンザ予防接種費助成につきましては、対象を今年度、令和4年度より高校3年生相当年齢まで拡充しておりましたが、令和5年度におきましては、助成額を1回当たり1,500円から2,000円といたしまして、制度の充実を図っております。今回接種率を小学生以下60%、中学生50%、高校生相当年齢50%で積算し、計上をいたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、3目環境衛生費につきましては、環境審議会や環境美化推進、環境衛生活動事業、不法投棄パトロール及び撤去作業、臨時粗大ごみ引取り、大気汚染や水質検査の実施、飼い犬の登録管理業務、第3次環境基本計画策定及び環境行動計画策定等の事業費でございます。

64ページをお開きください。

1節は環境審議会の委員9名の報酬でございます。7節は環境美化推進員63名の謝金でございます。8節は環境審議会委員の費用弁償と研修会時の職員旅費でございます。10節は防疫の薬剤費、狂犬病予防注射済み票作成、公用車燃料費、臨時粗大ごみ引取り周知用チラシ印刷代、犬シール作成代、防疫機械の修繕料や事務用品代等でございます。11節は空き地除草、防疫薬剤紹介、環境基本計画に係りますアンケート調査用の切手代等の通信費、放浪犬等一時預かり手数料、公用車の保険料代等でございます。12節は不法投棄防止対策事業としてのパトロール及び撤去作業、臨時粗大ごみ引取り日のごみ運搬業務委託、春秋町内一斉清掃時のクリーンステーション片づけ業務、不法投棄ごみ処理業務、町道周辺清掃業務、エコファクトリー周辺対策としての水質検査、ダイオキシン検査、アスベスト検査等、河川水質検査業務委託料、米軍射撃訓練時の振動、低周波測定、狂犬病予防集合注射、第3次環境基本計画策定支援、犬の登録システムの保守等の業務委託料でございます。13節は狂犬病予防集合注射時

の会場借上料でございます。14節は鶴巣山田地区への防犯カメラ設置工事代でございます。17節は防疫薬剤散布機械購入代でございます。18節は町環境衛生組合連合会並びに黒川食品衛生協会大和支部への補助金及びみやぎグリーン購入ネットワークの年会費でございます。

65ページをお開きください。

2項1目環境処理費につきましては、一般廃棄物処理運搬業務等に係る経費やクリーンステーション整備費助成事業、資源回収奨励金の交付事業、宮床山田最終処分場跡地の維持管理費等の経費でございます。

1節は廃棄物減量等推進審議会の委員9名の報酬でございます。7節はストックヤードの草刈りや環境整備作業に係る報償金、資源回収団体に対する1キロ当たり4円の奨励金でございます。8節は廃棄物減量等推進審議会委員の費用弁償でございます。10節はクリーンステーション用の立て看板、ポール、ごみ収集用ネット代、会議時のお茶代、一般家庭用ごみ収集計画表、廃棄物搬入証などの印刷代、杜の丘地区のクリーンステーション、宮床山田最終処分場跡地フェンスの修理代等でございます。11節はクリーンステーションの蜂の巣駆除手数料、ストックヤードコンテナ保管庫の火災保険料でございます。12節は一般廃棄物収集運搬、動物死骸回収処理、宮床山田最終処分場跡地の除草の委託料でございます。18節は黒川地域行政事務組合への負担金といたしまして、し尿処理経費分2,380万4,000円、ごみ処理経費分3億1,652万7,000円、最終処分場経費分4,280万7,000円でございます。補助金は、クリーンステーション整備の補助金でございます。今までは、1か所当たり3万5,000円の補助としておりましたが、令和5年度より5万円に増額したものでございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長兼農業委員会事務局長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、5款1項1目農業委員会費でございます。農業委員会の運営及び農業者年金委託事業費でございます。

1節につきましては、農業委員10名、農地利用最適化推進委員14名の報酬でございます。

66ページをお願いいたします。

7節は令和5年7月に改選を迎えます農業委員会等の選考委員の謝礼でございます。8節につきましては、農業委員等の総会出席及び案件調査に係ります費用弁償、先進地視察研修及び職員の旅費でございます。9節につきましては、農業委員会の会長交際費でございます。10節につきましては、消耗品として総会議案書等のコピー代、燃料費は公用車のガソリン代、食糧費は農地パトロールの際のお茶代、印刷製本費は農業委員会日より、農地法申請用紙等の印刷に要するものでございます。11節につきましては、郵便料金でございます。12節は農地基本台帳システムの保守料でございます。13節は車借上料といたしまして、農業委員等の研修に係りますバス借上料、有料道路通行料は高速道路を利用した場合等に使用し、システム利用料は農地台帳システム利用に要するものでございます。18節の負担金につきましては、一般社団法人宮城県農業会議ほか3団体への会費でございます。補助金につきましては、大和町認定農業者連絡会への補助金でございます。

次に、2目農業総務費でございますけれども、農林振興課所管分と財政課所管分がございますので、最初に農林振興課所管分につきましてご説明をさせていただきます。

農業総務費は、主に農政推進一般、宮床ふれあい農園及び公用車の管理に要するものでございます。

67ページをお願いいたします。

7節の賞賜金は農協まつりの際の農林産品の品評会の副賞に要するものでございます。10節の消耗品費は、一般事務用品費であり、19万8,000円の計上でございます。燃料費は公用車とふれあい農園の農園管理機の燃料代で11万2,000円の計上でございます。光熱水費はふれあい農園の水道代電気代であり23万円の計上でございます。修繕料は公用車車検及びふれあい農園の管理機の修繕料で21万円の計上でございます。11節の手数料は2,000円、こちらにつきましては、車検印紙代、自動車損害保険料は公用車に係るもので3万9,000円の計上で、保険料はふれあい農園管理棟の建物共済保険に要するものでございます。12節業務委託はふれあい農園の管理委託料であり44万円の計上でございます。施設備品管理委託料はふれあい農園の浄化槽管理清掃委託であり、15万1,000円の計上をお願いいたします。

68ページをお願いいたします。

18節はみやぎ農業振興公社及び鳴瀬川水系さけ、ます増殖協会への会費でございます。26節は公用車車検の重量税2万5,000円でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、財政課所管分をご説明申し上げます。この中では、町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田ふるさとセンター及び落合ふるさとセンターの4施設の維持管理に要します経費を計上いたしております。

まず、10節をご覧ください。消耗品費は各施設の事務用品や清掃用具等で、うち16万5,000円です。燃料費は灯油、ガス代で、うち59万1,000円です。印刷製本費は施設使用申請書で、うち9万4,000円全額です。光熱水費は電気水道料で、うち258万円です。修繕料は小破修繕費で、うち136万円です。11節です。通信運搬費は電話料で6万3,000円です。1つ飛びまして、火災保険料は共済保険料で20万1,000円全額です。次に、12節です。業務委託は町民研修センター窓口受付業務のほか除雪業務等で、うち650万1,000円です。測量・設計は落合ふるさとセンターの長寿命化改修実施設計で671万円全額です。施設・備品管理業務は、清掃業務や生垣剪定業務等で、うち557万5,000円です。次に、13節機械借上料はA E Dで8万円全額、テレビ聴取料も6万2,000円全額です。清掃用具借上料も全額でございます。

財政課所管分は以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 (遠藤秀一君)

続きまして、3目の農業振興費でございます。主に農業の振興、農業振興区域の線引き等の見直し事務、経営改善支援活動、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域振興事業、中山間等直接支払交付金事業及び有害鳥獣対策に要する経費でございます。

1節は農業振興地域整備促進協議会委員18名及び鳥獣被害対策実施隊56名、前年は、54名でございまして、の報酬を2名増で見込むものでございます。7節につきましては、農業経営改善相談支援員チームになっております宮城県農業士1名分の会議の際の謝礼でございます。8節農業振興地域整備促進協議会の会員の費用弁償でございます。そのほか、普通旅費は職員の旅費、特別旅費は認定農業者先進地視察研修旅費で



ございます。10節消耗品費につきましては、コピー代、事務用品、有害鳥獣捕獲用のくくりわな購入に要します経費でございます。燃料費につきましては、公用車の燃料代、修繕料は公用車の車検整備に要するものでございます。11節通信運搬費は有害鳥獣対策用携帯電話の通話料、手数料はイノシシのくくりわなに子熊等が錯誤化した場合に放獣するための麻酔銃の経費、自動車損害保険料は公用車の自賠責の保険の費用でございます。17節機械器具費はイノシシ捕獲用箱わな10基を購入予定としております。18節負担金は宮城県青果物価格安定相互補償協会のほか5団体への負担金で、69ページをお願いいたします。町の有害鳥獣被害対策協議会への負担金は、イノシシ等の鳥獣被害が主な経費でございますけれども、こちらにつきましては、4半期ごとに活動費を支給している状況でございます。補助金は、コロナ禍の影響を受けました農林業災害対策利子補給で、県単独資金分、農業用廃プラスチック等の農業生産資材の適正処理推進事業のための助成、野ネズミ駆除に係る農地等環境保全対策事業への助成、たいわ産業まつりの実行委員会への助成、水稻いもち病やカメムシ防除に係る黒川地域農作物病害虫防除推進協議会への助成、新みやぎ農協と連携いたしまして、農作物生産農家が産直用野菜生産に向けて導入する産直リースハウス事業に対しての助成、産地育成対策事業といたしましては、曲がりねぎ生産に係ります管理機導入等をする際の助成、ブルーベリーの生産拡大への助成、加工業務用野菜生産対策事業への助成でございます。次に、農業制度資金利子補給といたしましては、令和元年度台風19号農業被害災害対策資金利子補給事業でございます。新型コロナ対策農畜産業支援金利子補給は、新みやぎ資金分の利子補給の助成でございます。農業次世代投資事業は、令和3年度に鶴巣地区に新規就農に続きまして、令和5年度に落合地区での新規就農ということで2名の方への就農支援への助成金でございます。多面的機能支払交付金は、町内35組織で取り組みます農村集落維持活動事業への助成、農地集積集約化事業といたしましては、農地中間管理事業を通しての農地集積協力者への補助金の交付、中山間地域振興事業としましては、吉田みどりの少年団とJA新みやぎの特産品普及推進事業等への助成、中山間地域等直接支払交付金事業は、中山間指定を受けております宮床難波地区及び吉田金取地区の一部地域が取り組む農業用施設等の維持保全事業に対する助成でございます。有害鳥獣被害対策といたしまして、狩猟免許への新規取得及び更新に係る助成、有害鳥獣被害防止施設補助事業は、農家が農作物被害を軽減するため設置する電気柵や侵入防止柵の購入に対する費用でございます。20万円を上限といたしまして2分の1を助成するものでございます。26節は公用車車検の際の自動車重量税でございます。

次に、4目の畜産業費でございます。畜産業の振興に係るものでございます。

18節負担金は宮城県及び大和町畜産振興協議会への負担金でございます。

補助金でございます。70ページをお願いいたします。

管内肥育素牛販売促進対策事業といたしまして、町内で生産されました子牛をJA新みやぎあさひな管内の肥育農家が購入した場合の助成を行うものでございます。また、繁殖牛子牛事故共助事業として、死産等に対する共助金として助成を行うものでございます。24節積立金は肉用牛貸付事業運営基金への利子の積立てでございます。

次に、5目農地費でございます。農地整備事業と県営土地改良推進事業及び農業集落排水事業等に要する経費でございます。

7節はもみじヶ丘ため池除草作業に要するものでございます。8節は農業技術研修会及び現地等検討会に要する職員の旅費でございます。10節消耗品費は土地改良設計の基準書の作成、アユ、サケ等の稚魚放流代でございます。事務用品費及びコピー代が消耗品でございます。次に、流域治水の観点から、水田の貯留機能を活用した田んぼダムを推進するため、水田の落水口を絞るロート型堰板の購入費用でございます。食糧費は農地整備事業の際の説明会のお茶代、印刷製本費は農業農村整備事業管理計画に係る図面印刷でございます。修繕料は、宮床山田地区の草野川排水路フェンス修繕などの農業用施設の小破修繕に要するものでございます。11節は農業用ため池水路頭首工など247か所の農業用施設の賠償責任保険料でございます。12節は杜の丘調整池を農業用ため池として管理するための業務費用でございます。吉田の高田地区の農道新下野原志戸田線の土砂撤去業務及び吉田金取地区の土地改良推進のための土地台帳整備業務、令和5年度より県営事業として着手いたします吉田沢渡地区の農地利用状況調査に要する費用、また、吉田麓地区の県営事業整備の県営事業採択に向けて地形図作成業務を行うものでございます。測量設計施工管理委託につきましては、鶴巣地区最終処分場関連の鶴巣鳥屋地区への耕作道整備及び幕柳地区のため池整備改修に係る測量設計業務でございます。13節有料道路通行料及び駐車場使用料は出張による業務打合せの際に要するもの、著作権使用料は労務資材設計単価の著作権使用料でございます。14節は本年度で完了となる宮床高山8号線舗装工事、町内12か所のため池の安全施設の設置工事、鶴巣幕柳ため池の改修及び廃止工事に要する費用でございます。15節は町内道路維持補修用の碎石等の費用でございます。18節は、負担金につきましては、宮城県土地改良事業団体連合会及び吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合、71ページをお願いいたします。牛野ダム管理組合、吉田川流域土地改良事業連絡協議会の負担金のほか、県営土地改良事業での吉田金取北及び沢渡地区の農地整備

事業負担金、鶴巢鳥屋地区、同じく幕柳地区の1級河川小西川にて占用しております農業用水施設改修事業を宮城県へ委託し、実施するための事業負担金でございます。補助金につきましては、町内4か所の排水機場を洪水調整事業として、光熱水費につきまして、大和町土地改良区への助成、農業環境整備事業として町内の農家等が行う農地及び農業用施設の改修、修繕に対しての支援、田んぼダムを推進するための畦塗り等の助成を計上するものでございます。23節及び27節は、農業集落排水事業分の会計間の調整として、下水道事業会計への出資及び繰出しを行うものでございます。

次に、6目水田農業対策事業費でございます。水田農業推進に要する費用であり、農業経営所得安定対策の推進、転作への助成及び農地の将来を話し合う地域計画の策定、今現在は、人・農地プランという言い方をしておりますけれども、来年度からは地域計画という言い方になります。こういったものの策定に要する経費でございます。

7節は地域計画検討会の委員7名の報償及び転作の現地確認の際の立会人の報償金でございます。8節は水田農業視察研修に係る参加者旅費及び職員の旅費でございます。10節の消耗品費は印刷用トナー代、事務用品に要する経費、食糧は集落代表者説明会等のお茶代でございます。11節の通信運搬費は集落代表者説明会の切手代でございます。12節は水田台帳システム保守業務に要するものでございます。13節の機械借上料は水田台帳地図システムの賃借料、車借上は転作の現地確認の際の車借上げ及び水田農業視察研修の際のバス借上げ及び有料道路通行料は高速料金でございます。18節の補助金は水田農業構造対策事業といたしまして、大和町地域水田農業推進協議会への助成、大和町水田農業ビジョン推進事業といたしまして、農家集落50集落への話し合い経費の助成、水田営農条件整備事業といたしまして、転作用農業用機械購入を行う5団体への助成でございます。また、環境保全型農業直接支払交付金事業につきましては、JA新みやぎあさひな水稻部会で行っております環境保全米の取組に対して助成を行うものでございます。

72ページをお願いいたします。

次に、5款2項1目林業振興費でございます。林業の振興、林道及び林道橋の補修、森林の整備、森林病虫害の防除に要する経費でございます。

7節の報償金は、林道の除草及び倒木の除去作業に要する経費及び森林環境譲与税検討委員会の報償でございます。10節の消耗品費は原木シイタケPR用品代に係るもの、食糧費は会議の際のお茶代、修繕料は、林道上嘉太神線等の不陸整正等の小破修繕に係るものでございます。12節の業務委託は森林管理巡視業務及び林道石塚伊達山線ほかの除草業務、県森林クラウド運用業務、せせらぎの森維持管理業務、南川ダム

周辺の千本桜維持管理業務及び森林病虫害防除業務、森林管理制度に基づく民有林意向調査に要するものでございます。14節につきましては、森林環境譲与税を活用して、林道滝の原線、蘭山線の舗装及びのり面の修繕、国の補助事業を活用しまして、林道嘉太神線の林道橋の補修工事を行うものでございます。15節は林道維持補修用の砕石等に要する経費でございます。18節の負担金は県林業振興協会のほか5団体への負担金でございます。また、負担金といたしまして、森林の山村多面的機能発揮対策事業は、町内森林活動団体が、国の補助事業を活用して森林整備を実施するための町負担金でございます。また、県営林道七ツ森湖泉ヶ岳線整備事業につきましては、事業費の町負担分の1割をお願いするものでございます。補助金は、林業地域振興事業といたしまして大和町林業地域振興協議会への活動助成、森林保全推進費は宮床生産森林組合及び吉田愛林広益会への森林整備事業に対する助成、民有林育成対策事業は、国の補助事業による民有林の整備を黒川森林組合様がまとめて執り行って補助申請を行うものに対して、国の補助事業に合わせて町の上乗せを1割で助成を行うものでございます。24節は森林環境譲与税基金へ基金利子分を計上するものでございます。

73ページをお願いいたします。

次に、5款3項1目の水産業振興費でございます。宮城県が開発いたしました三倍体イワナでございます伊達いなわの普及振興を図るために要する経費でございます。

10節の消耗品費はイベント参加者向けの啓発用品及び試食材料に要する経費でございます。印刷製本費は啓発用チラシの作成に要するものでございます。12節は庁舎及び町観光物産協会に展示しております水槽の清掃及び管理に要する費用でございます。18節伊達いわな支援事業は、大和町発祥の伊達いわなを町内飲食店で流通量を増加させ、町内外からの集客を行いまして、伊達いわなの魅力の発信を目的に出荷業者に対して支援を行うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は3月3日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後 3 時 1 5 分 延 会